

知財で未来を創造する ————
The future is created with the literary property.



国立大学法人香川大学
—産学官連携推進機構—
平成23年4月

知的財産
社会連携
センター

平成22年度

活動報告書

社会連携・知的財産センターについて

香川大学では、地域に根ざした産学官連携活動を含む社会貢献活動を、教育および研究と並ぶ重要な使命と位置づけています。すなわち、地域に根ざした共同研究を推進し、その成果を知的財産として結実させるとともに、それらの知的財産をもとにした、新たな展開、新たなイノベーションの創出を目指しています。

これらを着実に実現させるため、平成 20 年 4 月に従来の地域開発共同研究センター（12 年 4 月設置）と知的財産活用本部（16 年 4 月設置）を統合し、新しく社会連携・知的財産センターを創設し、活発な活動を続けています。そしてその業務を遂行するに当たり、私どもセンターは 1) 顧客へのワンストップサービスの励行、2) 顧客とのウイン・ウインの関係の創造、及び 3) サービスイノベーションの持続的展開という三つの方針を掲げています。

1) の顧客へのワンストップサービスの励行ですが、ワンストップサービスとは最近よく聞く言葉です。ワンストップとは一連のサービスや商品がある一つの場所で提供するという意味です。香川大学にどんな知的財産があるのか、香川大学と共同研究したいがどうすればよいのか、どこの学部にお問い合わせればいいのかなど、研究や知的財産に関わることは私どもセンターが一手に引き受け、こちらに来て頂ければ必要な情報はすべてわかり、またその後の手続きもスムーズに行います。

2) のウイン・ウインもよく聞かれます。これは、どっちにとっても有利なという意味です。共同研究の成果や知的財産の取り扱いなど、様々な事柄において顧客と大学のどちらにとっても満足のいくような関係を創造していこうというものです。

このように顧客へのサービスを円滑に行うためにこのセンターは作られたのですが、現状のシステムに甘んじることなく、それを向上させるため、常に内容を点検し、刷新を持続的に繰り返してよりよいものにしていこうと常に努力しています。これが 3 番目のサービスイノベーションの持続的展開です。

そして本センターでは、以上のことを着実に進めるため、産学官連携推進機構のもとで担当理事と直結し全学的な活動を円滑に展開しています。私どもの活動に対して、産業界をはじめ地域社会の皆様、学内の教職員の皆様のご協力・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本報告書では、平成 22 年度における社会連携・知的財産センターの活動についてその取り組み内容や成果をとりまとめました。先に述べました本センターのサービスイノベーションの持続的展開のため皆様の様々なご意見をいただければ幸甚です。

社会連携・知的財産センター長
合谷 祥一

目 次

社会連携・知的財産センター（平成22年度）活動報告

1. 学内シーズと学外ニーズのマッチング推進

- (1) 技術相談・研究相談
- (2) 学内研究シーズの発掘
- (3) 企業訪問による企業ニーズの調査
- (4) 企業見学会（シーズ発表を伴う）の開催

2. 研究関連情報の学外提供

- (1) 講演会・セミナーの開催
- (2) 各種メディアによる広報活動
- (3) 展示会・イベント等の出展の支援
- (4) 出前相談会の開催

3. 技術交流グループの研究活動の支援

- (1) 社会連携・知的財産センター萌芽的研究助成制度の状況
- (2) 技術交流グループ活動状況

4. 外部資金獲得支援による産学官連携研究の推進

- (1) 競争的資金（産学官連携関連）公募説明会の開催
- (2) 競争的資金（産学官連携関連）の採択状況

5. 共同研究・受託研究費等の受入状況

- (1) 共同研究費の受入状況
- (2) 受託研究費の受入状況
- (3) 部局別共同研究費の受入状況
- (4) 部局別受託研究費の受入状況

6. 発明、特許出願状況等

- (1) 発明件数、特許等出願件数
- (2) 特許出願等の経費
- (3) ライセンス契約、収入
- (4) 大学単独所有の公開特許
- (5) 大学所有の登録特許
- (6) 大学所有の登録商標
- (7) 大学所有の登録品種

7. 知的財産についてのQ & Aその他

- (1) 発明届出から権利帰属までのフロー
- (2) 研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと
- (3) 知的財産についてのQ & A
- (4) 特許実施許諾等による収益配分
- (5) M T A (Material Transfer Agreement) について

8. 「産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）」

- (1) 事業概要
- (2) 文理融合型プロジェクト
- (3) 特許マップ作成支援

9. 学術・教育活動

10. 産学連携・技術移転・知的財産関連の各種会議等への参加状況

11. 会議・委員会の開催状況

- (1) 産学官連携推進機構会議の開催状況
- (2) 社会連携・知的財産センター会議の開催状況
- (3) 知的財産帰属決定会議の開催状況
- (4) 知的財産評価専門委員会の開催状況

1 2. 社会連携・知的財産センターの組織

- (1) 社会連携・知的財産センタースタッフ
- (2) 知的財産帰属決定会議委員
- (3) 知的財産評価専門委員会委員

参 考 資 料（平成23年4月1日現在）

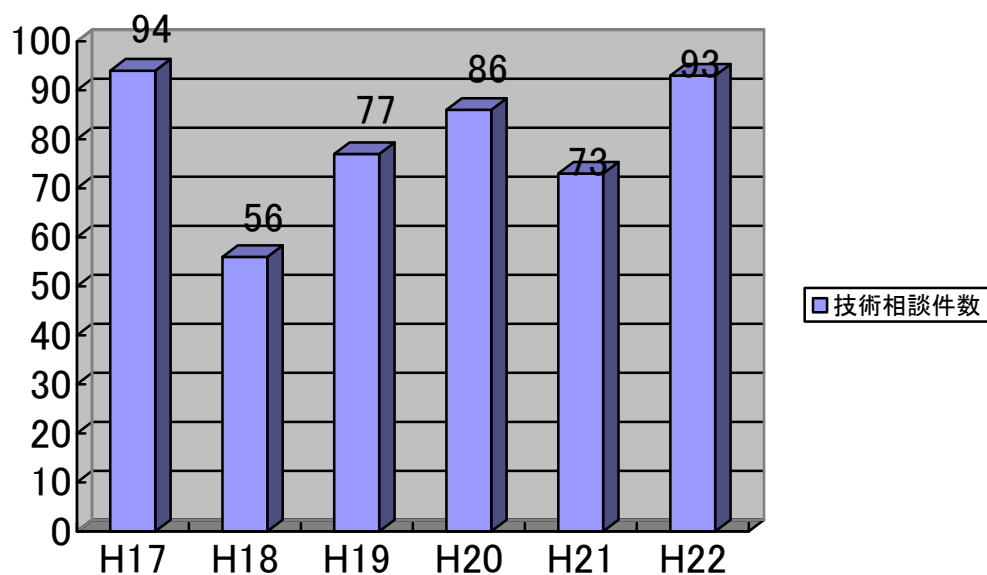
- (1) 社会連携・知的財産センター組織図
- (2) 産学官連携推進機構規則
- (3) 産学官連携推進機構会議規程
- (4) 社会連携・知的財産センター規程
- (5) 社会連携・知的財産センター会議規程
- (6) 社会連携・知的財産センター利用細則
- (7) 知的財産帰属決定会議規程
- (8) 知的財産評価専門委員会規程
- (9) 知的財産評価に関する取扱要領
- (10) 知的財産ポリシー
- (11) 職務発明規程
- (12) 知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則
- (13) 研究成果有体物管理規程
- (14) 香川大学共同研究取扱規程
- (15) 香川大学受託研究取扱規程
- (16) 利益相反について

平成 22 年度

社会連携・知的財産センター活動報告

1. 学内シーズと学外ニーズのマッチング推進

(1) 技術相談・研究相談



技術相談・マッチング実績

※ 平成22年度の技術相談・マッチングによる受託研究・共同研究は15件。

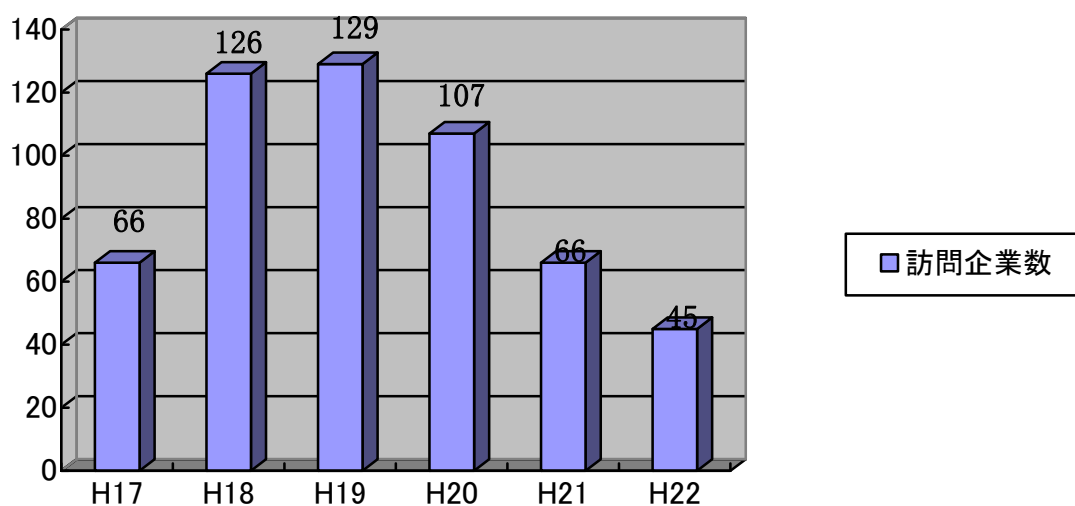
(2) 学内研究シーズの発掘

研究シーズ収集実績（平成22年4月～平成23年3月分）

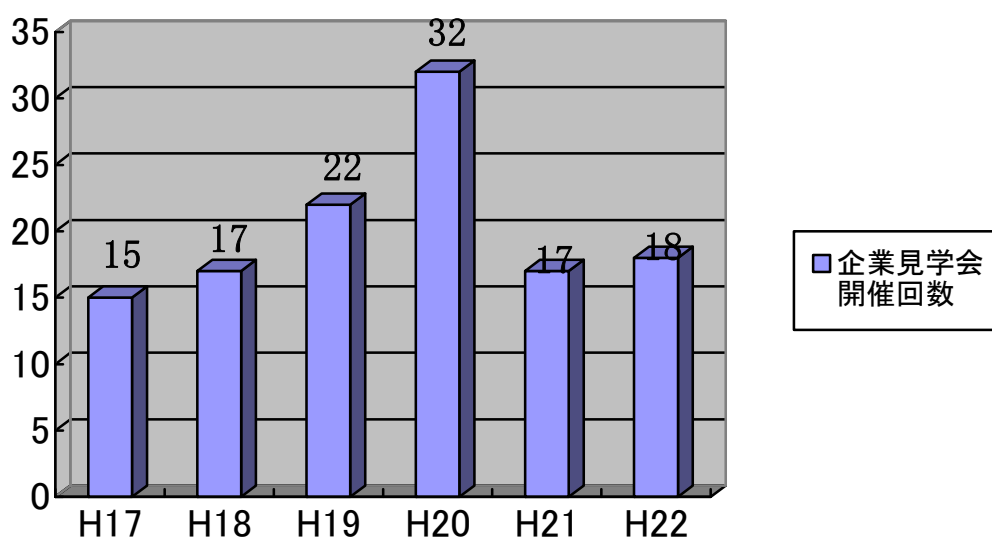
部 局 等	件数
医学部(附属病院を含む)	22件
工学部	53件
農学部	27件
その他	7件
合 計	109件

(3) 企業訪問による企業ニーズの調査

企業訪問実績



(4) 企業見学会(シーズ発表を伴う)の開催



2 . 研究関連情報の学外提供

(1)講演会・セミナーの開催

a. 社会連携・知的財産センターセミナー

回数	日時・場所	講演題目	講師・所属	参加者数
第1回	平成22年6月23日 センター3Fセミナー室	拒絶理由通知書の読み方 ～知って得する中間処理～	山内特許事務所弁理士 中井 博（香川大学客員准教授）	20人
第2回	平成22年8月5日 センター3Fセミナー室	発明の目利きと特許戦略 ～知っておこう！事業を権利 で守るためには～	中嶋特許事務所弁理士 中嶋 和昭（香川大学客員教授）	29人
第3回	平成22年9月7日 農学部A棟306講義室	アグリ分野における研究開発 と知的財産 ～農学部は宝の山！？～	辻丸国際特許事務所弁理士 辻丸 光一郎（香川大学客員教授）	26人
第4回	平成22年12月9日 センター3Fセミナー室	外国出願制度について ～PCT出願、パリルート出 願、米国仮出願、その他各国特 有の制度～	山内特許事務所弁理士 山内 康伸（香川大学客員教授）	17人

b. 大学等研究者対象知的財産相談会事業による相談会の実施状況

回数	実施日時	テーマ・講師	実施内容
1	平成23年2月2日	先行技術に対する優位 性と課題の抽出① 黒田敏朗弁理士	(1)開催概要説明 (2)依頼内容説明 (3)レクチャー、意見交換 (4)まとめ
2	平成23年3月2日	先行技術に対する優位 性と課題の抽出② 黒田敏朗弁理士	(1)はじめに (2)レクチャー (3)意見交換、まとめ

注）主催：四国経済産業局

実施：株式会社カネカテクノリサーチ

(2) 各種メディアによる広報活動

区 分	名 称	備 考
百十四銀行関連	(財) 香川経済研究所 「調査月報」	3 ヶ月ごとに 3 件～4 件の研究シーズ掲載
百十四銀行関連	114 ビジネス通信 経営サポートニュース	毎月 1 件の研究シーズ掲載
香川銀行関連	香川ニュービジネスク ラブ事務局 「KNBC NEWS」	毎月 1 件の研究シーズ掲載
セミナー関連	ビジネス香川	社会連携・知的財産センターセミナー等の掲載 月刊誌（朝日新聞、日本経済新聞折り込み）

(3) 展示会・イベント等の出展の支援

展示会・イベント名	開催場所	日 時	出 展 内 容 ※発明者が複数の場合は代表者のみ記載
JST 新技術説明会 注)	JST ホール	H22.4.2	・特殊結晶面を有する TiO₂ ナノ粒子を利用した 高性能色素増感型太陽電池 (工学部 馮 先生) ・自動車等の軽量化・高衝撃吸収材のためのポ ーラス金属『新中空金属球成形体』の開発 (工学部 吉村先生)
科学・技術フェスタ in 京都	国立京都 国際会館	H22.6.5	・福祉・人間支援技術の開発 (工学部 土居先生 和田先生 鈴木先生) ・医工情報領域融合による新産業創出拠点 (工学部 石丸先生)

展示会・イベント名	開催場所	日 時	出 展 内 容 ※発明者が複数の場合は代表者のみ記載
国際バイオ EXPO アカデミックフォーラム 注)	東京ビッグ サイト	H22.7.1～3	- 健康機能を高めた希少糖プシコース食品の開発 (農学部 早川先生) - 超好熱菌由来色素依存性デヒドロゲナーゼの機能と構造、及び応用 (農学部 櫻庭先生) - 免疫制御機能性物質としての糖脂質 (医学部 河内先生)
イノベーション ジャパン2010	東京国際 フォーラム	H22.9.16 ～18	- 医工情報領域融合による新産業創出拠点 (工学部 石丸先生) - 形状記憶合金ワイヤの微小振動を利用した触覚ディスプレイ (工学部 澤田先生)
香川発大学・高専連 携シーズ発表会	香川大学 工学部	H22.9.14	各教員が研究シーズの発表を行いました。 - 免疫系機能性物質としての糖脂質 (医学部 河内先生) - 様々な科学技術、産業分野における高光力 LED の応用 (工学部 岡本先生) - 化学吸着単分子膜応用の可能性 (工学部 小川先生) - 極微量潤滑 (Minimal Quantity Lubrication) を用いた環境に優しい切削加工 (工学部 若林先生) - 液晶性半導体の電子デバイスへの応用 (工学部 舟橋先生) - 食品のにおいのおいしさ品質を数値化管理する方法 (農学部 田村先生) - 機能性食品粉末の創製 (農学部 吉井先生)
ASTEC2011 (nano tech 2011) 注)	東京ビッグ サイト	H23.2.16 ～18	- 化学吸着単分子膜を用いた透明耐水性の抗菌・防黴処理 (工学部 小川先生) - 液相レーザー溶融法によるサブミクロン真球粒子の合成 (工学部 石川先生)

注) 出展主体：株式会社テクノネットワーク四国（四国 TLO）

(4) 出前相談会の開催

開催場所	開催回数	相談件数
三豊市役所豊中支所	11	42 (うち技術相談件数 15)
さぬき市役所	11	19 (うち技術相談件数 12)
高松商工会議所	7	11 (うち技術相談件数 4)
丸亀商工会議所	5	6 (うち技術相談件数 2)
合 計	34	78 (うち技術相談件数 33)



3月19～20日にサンポート高松大テント広場にて開催した「源内フェスティバル」の様子。地域の科学舎推進事業「地域ネットワーク支援」の一環として開催し、本センターは業務担当として参加しました。

3. 技術交流グループの研究活動の支援

(1) 社会連携・知的財産センター萌芽的研究助成制度の状況

この制度は、社会連携・知的財産センターが実施する萌芽的研究助成制度への支援であり、企業と本学教員との共同研究を促進するために必要な予備的研究に対して助成し、共同研究の発展・活性化に寄与することを目的とするものです。技術や資金が不足し研究に着手するのを戸惑っている案件があれば、この制度の活用を検討してください。この制度により、大学教員との共同研究の可能性を事前に調べた上で本格的共同研究をすすめることができます。

具体的には、下記のような内容です。

- ・経 費：1件あたり最高30万円
- ・募集対象：①企業と本学教員との交流活動から生じたものであって、本学コーディネーターが関与した案件であること
- ②また、次のア～ウのいずれかを満たす応募課題であること。

但し、すでに公的助成を受け、他機関と共同研究を実施又は内定している応募課題は除く。

(審査基準)

ア 将来通常の共同研究へ発展する可能性のある応募課題

イ 新たに民間企業等と連携が図られる萌芽的な応募課題

ウ 企業において初めて共同研究として取り組む応募課題

(萌芽的とは、独創的な発想、特に意外性のある着想に基づく芽生え期の研究)

なお、平成22年度は、地域マネジメント研究科1件、工学部3件の合計4件を採択して、それぞれの教員と企業とで萌芽的共同研究が推進されました。

(2) 技術交流グループ活動状況

技術交流グループ研究会 活動状況

開催日	グループ名	研究会概要	出席者
4月24日	低温乾燥農産食品研究会	FROM かがわにてメンバーのみの研究会を開催。活動が2年目に入り、テーマが具体的に絞り込まれ、それらについて討議した。また、新しく活動に加わった農学部吉井教授が研究の紹介をした。	9名
5月12日	PM技術交流グループ	マイクロソフト社の渡辺弘之氏を迎え「マイクロソフト最新テクノロジー紹介」と題した講演会を開催。マイクロソフト社の歴史を振り返りながら、「3スクリーンプラスクラウド」の最新技術動向を他社との比較を交えながら紹介いただいた。質疑応答・ディスカッションでは3名の方からご質問があり、渡辺氏に的確なご回答をいただいた。	30名
6月10日	工学部見学会	技術交流協力会とかがわ産業支援財団「かがわプラザ2004」の合同企画。企業の方にお集まりいただき、大平工学部長の挨拶から平田知能機械システム工学科長の研究概要の説明があった。その後、郭教授による講演と研究室見学、荒川教授の講演、澤田教授の講演と研究室見学があった。通常、接する機会の少ないロボット関連研究室で実際の機器に触れていただき、産学相互の理解と交流が深まった。	19名

6月22日	平成22年度総会 及び講演会	総会では異議なく議事が進んだ。今年度は役員改選年であり、森田紘一新会長はじめ新役員体制となった。講演会では現役の特許庁審査官である奥村一正氏を迎え「特許出願・審査の現状について」をお聞きした。4名の方の質疑応答があり、的確なご回答をいただいた。	37名
6月29日	PM技術交流 グループ	PMラボラトリー代表の富永章氏による講演「見えないPM、パーソナルPMの役割と重要性」。パーソナルPMは個人のためのものと考えられがちだが、どんなプロジェクトでもメンバー個々人の約束履行の上に成り立つことを忘れてはならない。意思をもつ個人によって構成されるものであるから、全体を貫く論理だけでは済まない。個人PMの追究理由はそこにもある。研究会は個人目標達成にモダンPM手法をどううまく使うかからスタートしたが、その範囲で済む領域ではないことも明確になった。 今プロジェクトマネジメントは世界的にどこへ向かっているのか、本学会のパーソナル研究会が独自に追究している「パーソナルPM」の研究はどの程度進みどんな成果が出ているか、上手に遂行されるパーソナルPMの特性は何か、個人が強い動機を抱き維持するにはどうするか、何を習慣づけるべきかについて、PMをとりまく様々な動向の中で、現在までのパーソナルPM研究の成果、見えにくいパーソナルPMの実像を示していただいた。	39名
7月21日	光学計測技術交流 グループ	「分光計測の最先端」と題して、物資の成分を非破壊で計測できる赤外分光法の第一人者である関西学院大学理工学部教授の尾崎幸洋氏にご講演いただいた。赤外領域の光は分子振動を励起することから、分子構造固有の吸収スペクトルを観察することが出来る。本講演会では、赤外分光の基礎から最先端の応用まで、分光分野を専門としない技術者を対象としたわかりやすいご説明をいただいた。	51名
8月2日	コンクリート構造物の耐久性評価 技術交流グループ	メンバーのみの研究会。メンバー企業から2名、松島研学生1名の研究発表があり、それぞれに質疑応答をする、という形式で研究会が進められた。	20名
8月25日	光学計測技術交流 グループ	3Dレーザ顕微鏡の有力メーカーであるオリンパス社から牛丸元春氏をお迎えし、新製品 OLS4000 について、その計測原理から、最新の測定技術までご講演いただいた。また後半は実際に設置いただいたレーザ顕微鏡を使い、聴講者から持ち込まれたサンプルを計測するという実演も行い、大変興味深く実りのある内容となった。	14名
10月28日	PM技術交流 グループ	PM学会四国支部・日本経営システム学会中四国支部との共催。「情報化施工を支援するための施工情報管理プラットフォームのASPサービス」と題して、株式会社キック 代表取締役社長 西垣重臣氏にご講演された。公共工事入札は総合評価方式により行われる。総合評価方式において、競合他社との差別化を図る技術提案が求められ、情報化施工が重要視されるようになってきた。国土交通省によると、情報化施工とは、「建設事業の調査、設計、施工、監督・検査、維持管理という建設生産プロセスのうち施工に注目して、ICT（情報通信技術）の活用により各プロセスから得られる電子情報を活用して高効率・高精度な施工を実現し、さらに施工で得られる電子情報を他のプロセスに活用することによって、建設生産プロセス全体における生産性の向上や品質の確保を図ることを目的としたシステムである」とされる。本講演では、先ず、情報化施工の事例の紹介があり、抱える諸問題が示された。つぎに、これらの問題解決を支援する施工情報管理プラットフォームの枠組み、諸機能、プロジェクト・マネジメントとの関連などについて述べられた。そして、この施工情報管理プラットフォームの適用事例の報告があり、最後は、まとめと今後の課題が示された。	33名
12月1日	建設監視機器開発 技術交流グループ	精密工学会知能メカトロニクス専門委員会と共催で、2名の講師をお迎えして講演会を行った。お一人目は東北農業研究センターの村上敏文氏で「パーソナル簡易空撮気球による農林水産業等の効率化」。ガスバリアフィルム製のヘリウムガス気球にラジコン制御の小型デジタルカメラを吊り下げた簡易気球を開発した。この装置で農地や海域等の空撮を行い、試験研究や栽培管理の効率化を試みた報告であった。手軽で安価に利用できるとあって、今後、改善点をクリアできればさらに応用場面が広がると思われる。お二人目は筑波大学の油田信一氏による「活火山エリアにおける遠隔監視ロボットの研究開発について～ニーズと技術の現状～」。活動中の火山の様子を遠隔から知るために、SICE-SI 部門でスタートさせた[活火山エリア向け遠隔ロボット技術調査研究会]の目的や活動内容について報告された。	21名

12月1日	海域環境保全技術 交流グループ	料理研究家と水産研究者の2つの顔を持って活躍されている山本義久氏を講師に招き「瀬戸内海の水産資源と食文化について」と題してご講演いただいた。瀬戸内海の水産資源と食文化の継承の取り組み、将来に向けての展望をユーモアを交えてわかり易くお話いただいた。	20名
12月16日	PM技術交流 グループ	香川大学総合情報センター・工学部教授 今井慈郎氏による講演。研究を成功裏に推移(できれば完了)させるためには、プロジェクト管理手法が必要であることは明確であろう。国際会議の発表研究などの事例に着目して、いくつかの研究実践状況を検討し、プロジェクト管理手法の効果について考察していただいた。対象とする国際会議はいずれも欧州開催で、情報化推進(e-Societyをテーマ)、ネットワーク研究(Networked Digital Technologyをテーマ)およびWWWおよび計算機応用(WWW/Internet、Applied Computingをテーマ)とする会議である。場所柄、西欧の事例が主体となるが、北米やアジアの事案にも言及していただいた。また、これまでの研究の一部について、プロジェクト管理手法に照らしてその問題点や改善すべき事案について議論し、プロジェクト管理手法の必要性や効果について具体的に考究していただいた。終了後、懇親会を実施した。	29名
1月18日	光学計測技術交流 グループ	九州工業大学 石原政道氏の「技術の千年史と半導体のビジネス史～その過去の歴史から未来を学ぶ～」と、日立製作所 廣瀬丈師氏の「半導体製造における検査・計測技術」というふたつの講演に多くの方にお集まりいただいた。石原氏からは、千年に渡る幅広い分野の技術史に石原氏の豊富な経験を交えながらのご講演であった。また80年代以降の半導体ビジネスの発展について、海外と比較しながらご説明いただいた。廣瀬氏からは、日立製作所における半導体の各種検査について詳しくお話いただいた。	57名
2月14日	先端加工技術交流 グループ	源内塾先端技術センターとJSTものづくり微細化工フォーラムと共催でお二人の講師をお迎えした。お一人目は島津製作所 西本尚弘氏の「バイオ・医学・分析応用デバイスのビジネス展開」。島津製作所でのビジネス展開を実例を交えてご紹介いただいた。お二人目は東京工業大学大学院 田辺孝二氏「MOTとイノベーション：「他人実現」の発想から」。イノベーションの本質とは？講師の見解が説明された。	48名
2月15日	PM技術交流 グループ	PM学会四国支部総会・年次大会と共催。1名の招待講演と5名の発表があった。PMを実践するうえで役立つテーマを中心に発表された。終了後は懇親会で、参加者の交流が行なわれた。	39名
3月18日	海域環境保全技術 交流グループ	「豊かな漁場に資する高機能型人工魚礁の開発について」と題して魚礁開発メーカー開発担当の君川佳司氏にご講演いただいた。本講演では、自然エネルギー(潮流)を利用した流動制御機能と高い生物増殖を有する人工魚礁の開発を中心に、以下の内容で解説された。1. 人工魚礁の分類と設置目的 2. 人工魚礁による漁場造成事業の概要 3. 魚類の分布様式と魚礁性 4. 人工魚礁の基本機能と特殊機能 5. 高機能化に向けた魚礁構造の検討 6. 実海域における高機能型人工魚礁の効果	15名
平成22年度総出席者数			481名

技術交流グループによる共催活動

5月12日	PM学会四国支部研究会
6月29日	PM学会四国支部研究会
10月28日	PM学会四国支部研究会
12月16日	PM学会四国支部研究会
2月14日	香川大学微細構造デバイス統合研究センター・JSTイノベーション徳島、かがわ産業支援財団 微細構造デバイス研究開発フォーラム
2月15日	PM学会四国支部研究会

技術交流グループによる後援活動

5月24日	平成22年度大学等産学官連携自立化促進プログラム 「知的財産活用と企業経営 ～四国のプロが語る！具体的な知財経営の中身～」
6月18日	特定非営利活動法人 ITC かがわ 「企業向けクラウドサービス活用で地域からすばやく世界へ！ ～地域活性化のための最新 IT 活用術セミナー～」
6月23日	平成22年度第1回社会連携・知的財産センターセミナー 「拒絶理由通知書の読み方 ～知って得する中間処理～」
8月5日	平成22年度第2回社会連携・知的財産センターセミナー 「発明の目利きと出願戦略 ～知っておこう！事業を権利で守るためには～」
9月7日	平成22年度第3回社会連携・知的財産センターセミナー 「アグリ分野における研究開発と知的財産 ～農学部は宝の山!?～」
9月14日	香川発大学・高専連携シーズ発表会 2010
12月9日	平成22年度第4回社会連携・知的財産センターセミナー 「外国出願制度について ～PCT出願、パリルート出願、米国仮出願、その他各国特有の制度～」
1月28日	農商工連携セミナー 「知と地の協奏 ～大学が狙う農商工連携」
2月3日	大学等産学官連携自立化促進プログラム活動報告セミナー 「香大発 産学官で知から地へ」

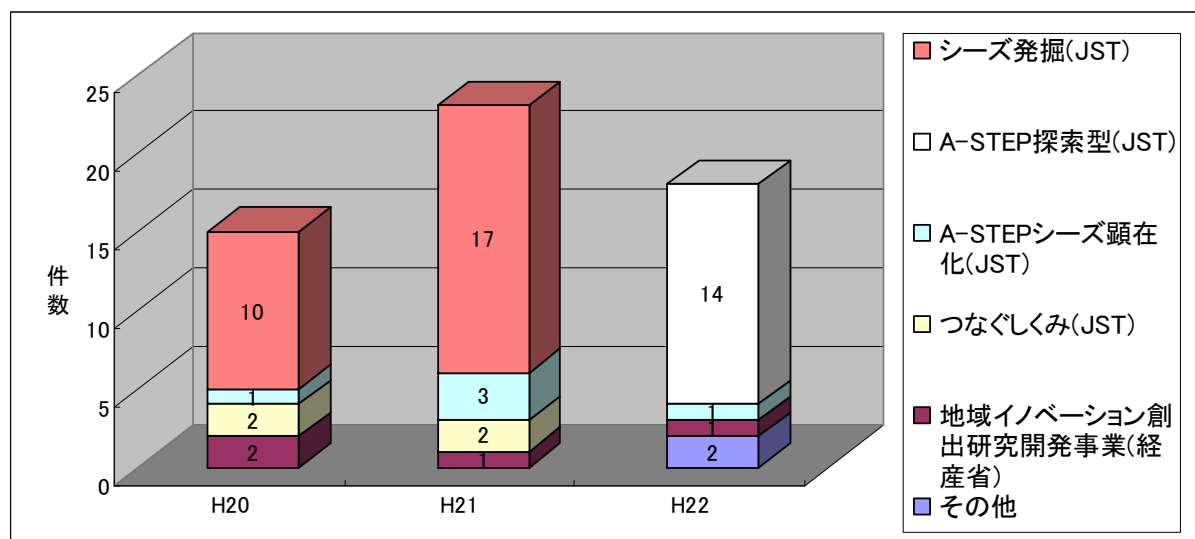


4. 外部資金獲得支援による産学官連携研究の推進

(1) 競争的資金(産学官連携関連)公募説明会の開催

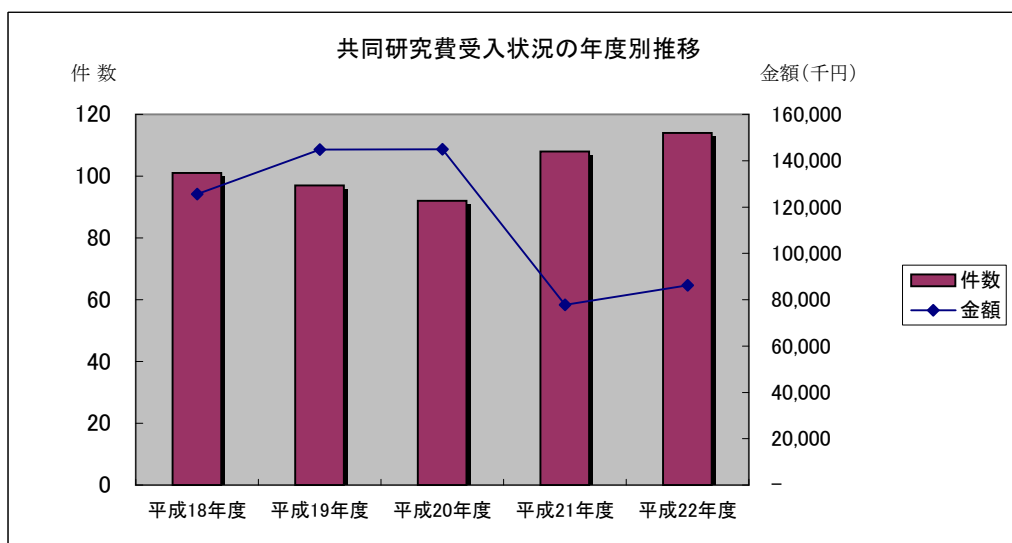
開催内容	開催日 (開催場所)	参加機関
JST A-STEP 説明会	平成 22 年 6 月 4 日 (社会連携・知的財産 センターセミナー室)	JST イノベーションサテライト徳島
運輸分野における基礎的研究推進制度説明会	平成 23 年 2 月 17 日 (社会連携・知的財産 センターセミナー室)	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構
JST A-STEP 説明会	平成 23 年 3 月 8 日 (社会連携・知的財産 センターセミナー室)	JST イノベーションサテライト徳島

(2) 競争的資金(産学官連携関連)の採択状況



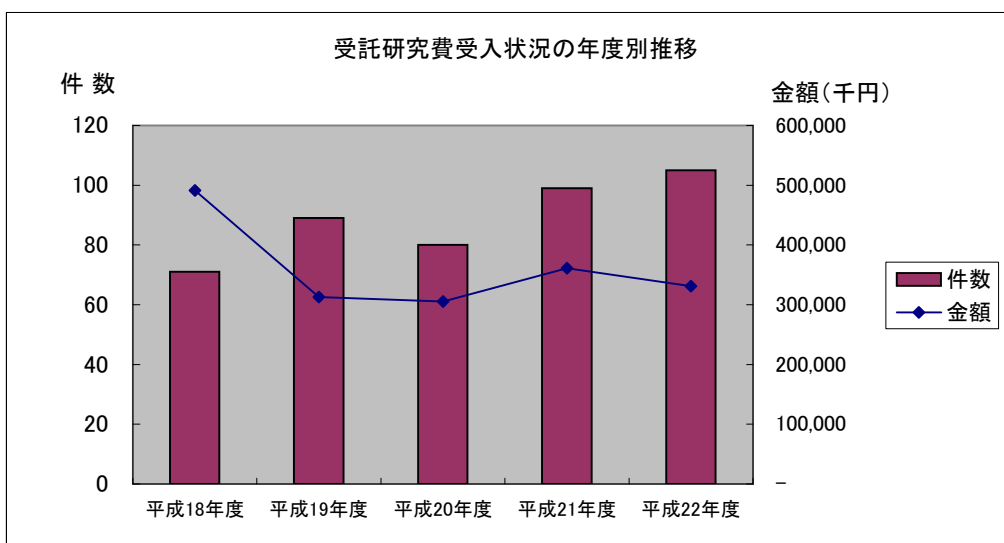
5. 共同研究・受託研究費等の受入状況

(1) 共同研究費の受入状況



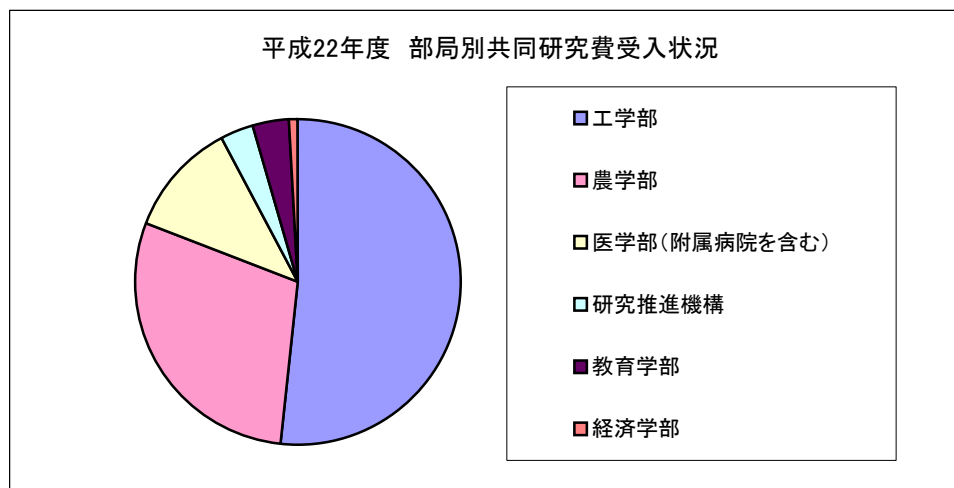
※平成22年度社会連携・知的財産センターが関与した件数(32件)

(2) 受託研究費の受入状況



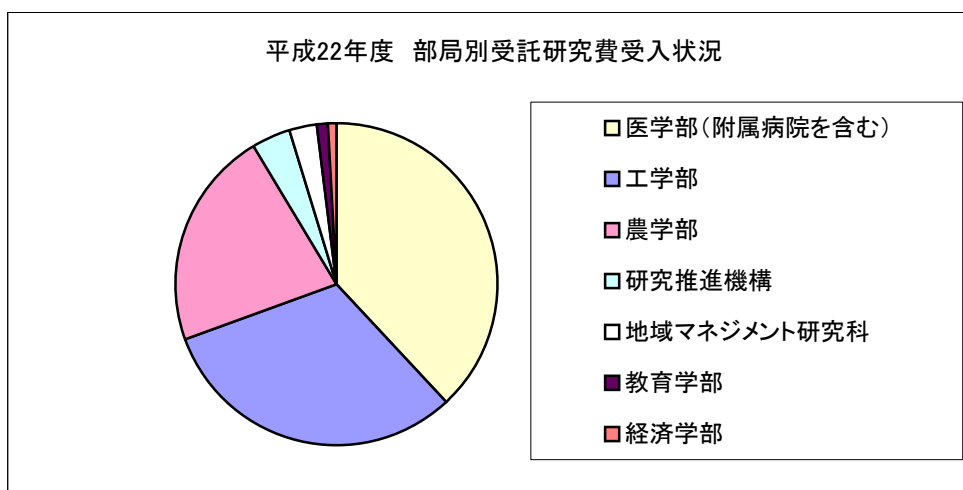
※平成22年度社会連携・知的財産センターが関与した件数(27件)

(3) 部局別共同研究費の受入状況



学部等	件数
工学部	59
農学部	33
医学部(附属病院を含む)	13
研究推進機構	4
教育学部	4
経済学部	1
計	114

(4) 部局別受託研究費の受入状況

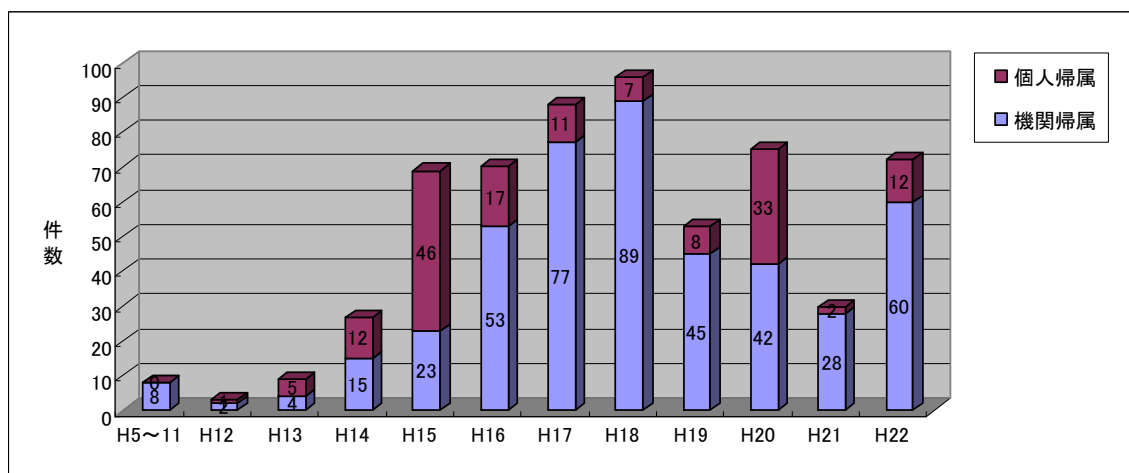


学部等	件数
医学部(附属病院を含む)	40
工学部	33
農学部	23
研究推進機構	4
地域マネジメント研究科	3
教育学部	1
経済学部	1
計	105

6. 発明、特許出願状況等

(1) 発明件数、特許等出願件数

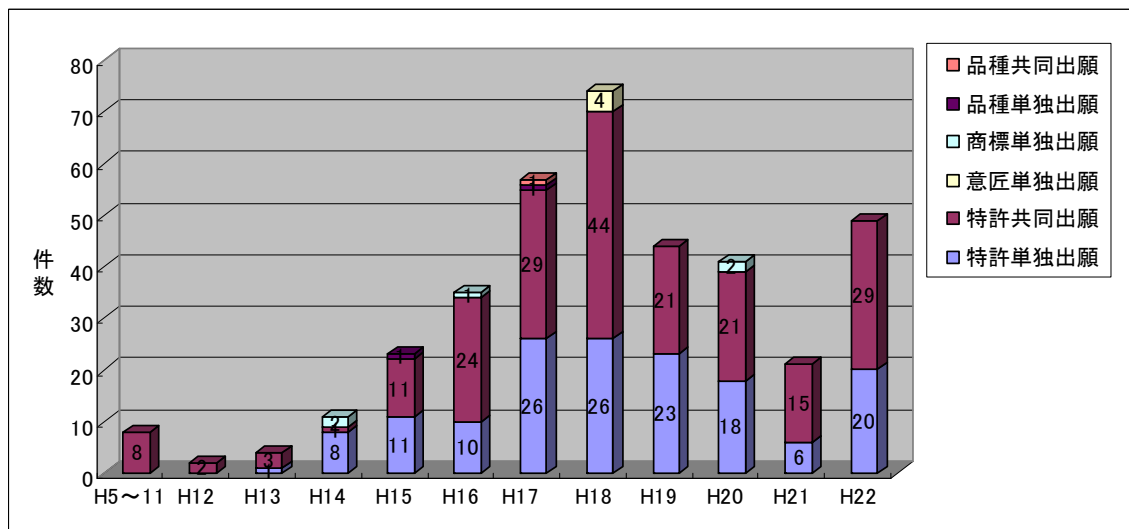
a. 発明届出件数の年度別推移



区 分	H5~11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
機関帰属	8	2	4	15	23	53	77	89	45	42	28	60	446
個人帰属	0	1	5	12	46	17	11	7	8	33	2	12	154
合計	8	3	9	27	69	70	88	96	53	75	30	72	600

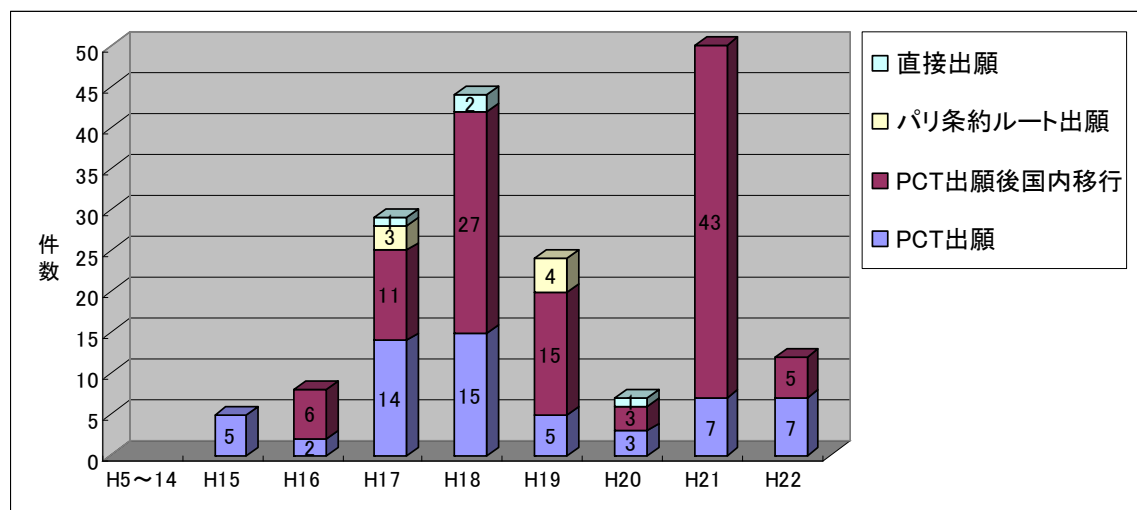
* 機関帰属（大学が権利を承継）、個人帰属（大学が権利を非承継）

b. 国内特許等出願件数の年度別推移



区分	H5~11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
特許単独出願			1	8	11	10	26	26	23	18	6	20	149
特許共同出願	8	2	3	1	11	24	29	44	21	21	15	29	208
意匠単独出願								4					4
商標単独出願				2		1				2			5
品種単独出願					1		1						2
品種共同出願							1						1
合計	8	2	4	11	23	35	57	74	44	41	21	49	369

c. 外国特許等出願件数の年度別推移

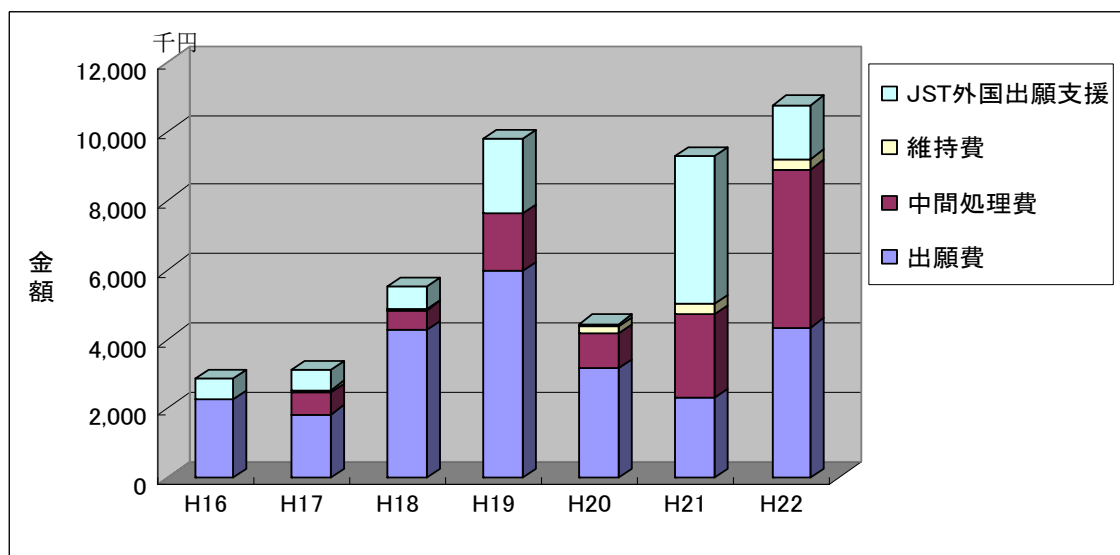


区 分	H5~14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
PCT 出願		5	2	14	15	5	3	7	7	58
PCT 出願後国内移行			6	11	27	15	3	43	5	110
パリ条約ルート出願				3		4				7
直接出願				1	2		1			4
合計		5	8	29	44	24	7	50	12	179

* P C T出願後国内移行は、日本国内移行も含む。

* 直接出願は、米国仮出願も含む。

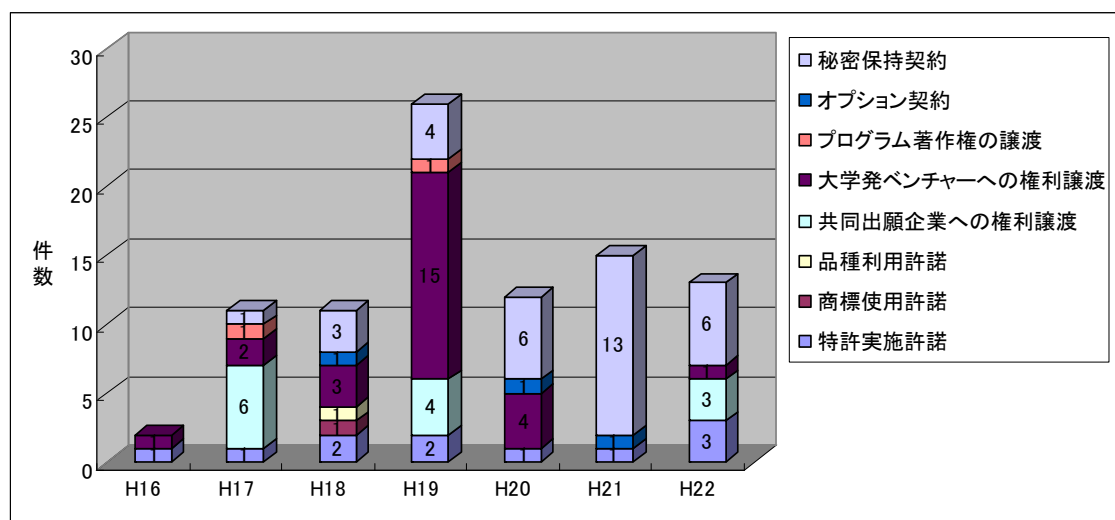
(2) 特許出願等の経費について



区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計(円)
出願費	2,278,597	1,837,406	4,270,564	5,958,980	3,182,019	2,329,026	4,345,049	24,201,641
中間処理費	0	616,985	577,496	1,675,117	1,006,336	2,394,588	4,560,465	10,830,987
維持費	0	88,625	34,000	0	166,292	311,924	295,215	896,056
JST 外国出願支援	596,421	578,499	629,458	2,143,245	99,308	4,246,153	1,565,687	9,858,771
合計	2,875,018	3,121,515	5,511,518	9,777,342	4,453,955	9,281,691	10,766,416	45,787,455

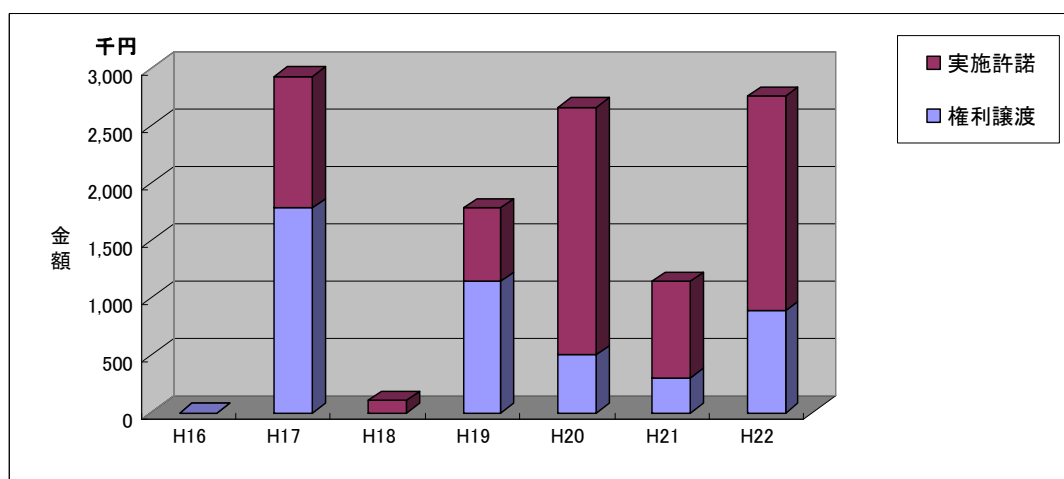
(3)ライセンス契約、収入

a. 実施許諾契約等の年度別推移



区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計(件)
特許実施許諾	1	1	2	2	1	1	2	10
商標使用許諾			1					1
品種利用許諾			1					1
共同出願企業への権利譲渡		6		4			3	13
大学発ベンチャーへの権利譲渡	1	2	3	15	4		1	26
プログラム著作権の譲渡		1		1				2
オプション契約			1		1	1		3
秘密保持契約		1	3	4	6	13	6	33
合計	2	11	11	26	12	15	12	89

b. 知的財産収入の年度別推移



区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計(円)
権利譲渡	0	1,780,000	0	1,140,000	500,000	300,000	887,507	4,607,507
実施許諾	0	1,150,900	102,900	639,693	2,161,314	839,524	1,865,076	6,759,407
合計	0	2,930,900	102,900	1,779,693	2,661,314	1,139,524	2,752,583	11,366,914

(4) 大学単独所有の公開特許

No.	整理 番号	公開特許公報番号	公開日	発明の名称
1	472	特開 2010-280147	H22.12.16	撥水撥油防汚性透明部材及びその製造方法並びにそれらを用いた物品
2	387-2	特開 2010-249319	H22.11.4	鈴形中空金属球および衝撃吸収用構造材
3	436	特開 2010-248000	H22.11.4	撥水撥油性透明部材とその製造方法及びそれらを用いた物品
4	435	特開 2010-247333	H22.11.4	撥水撥油性部材とその製造方法及びそれらを用いた物品
5	227	特開 2010-224260	H22.10.7	再帰性反射シート
6	448	特開 2010-222199	H22.10.7	撥水撥油防汚性ガラスとその製造方法並びにそれらを用いたガラス窓、太陽エネルギー利用装置及び光学機器
7	475	特開 2010-210991	H22.9.24	テラヘルツ光検出素子および光学設備
8	468	特開 2010-177146	H22.8.12	色素増感型太陽電池およびそれに用いる二酸化チタンナノ粒子の製法
9	434	特開 2010-176733	H22.8.12	光記録媒体とその製造方法
10	432	特開 2010-174079	H22.8.12	撥水撥油防汚性部材とその製造方法及びそれらを用いた物品
11	397	特開 2010-165025	H22.7.29	じゃかごの解析モデル、じゃかごの挙動解析方法、線材の解析モデルおよび線材の変形解析方法
12	427	特開 2010-113169	H22.5.20	凸版印刷用版材及びその製造方法
13	429	特開 2010-111035	H22.5.20	グラビア印刷用ドクターブレード及びその製造方法
14	428	特開 2010-111034	H22.5.20	グラビア印刷用版材及びその製造方法並びにそれらを用いて印刷された印刷物
15	422	特開 2010-100584	H22.5.6	防汚性抗菌防黴被膜及びその製造方法、並びにそれらを用いた製品
16	411	特開 2010-024318	H22.2.4	潤滑油とその製造方法並びにそれらを用いたエンジンや軸受け並びに機械装置。
17	410	特開 2010-018917	H22.1.28	油取り紙及びその製造方法
18	409	特開 2010-017665	H22.1.28	油吸収剤及びその製造方法
19	387	特開 2010-000530	H22.1.7	衝撃吸収用の鈴形中空金属球、その製造方法および衝撃吸収用構造材
20	400	特開 2009-286022	H21.12.10	抗菌防黴被膜及びその製造方法、並びにそれらを用いた製品
21	395	特開 2009-219383	H21.10.1	コラーゲン分解酵素を産生する低温細菌、コラーゲン分解酵素、その製造方法、およびその酵素を用いた軟化食肉の製造方法
22	376	特開 2009-085825	H21.4.23	表面プラズモン共鳴チップ
23	321	特開 2009-088388	H21.4.23	太陽エネルギー利用装置及びその製造方法
24	399	特開 2009-080448	H21.4.16	テラヘルツ光源
25	369	特開 2009-054958	H21.3.12	磁性流体とその製造方法並びに磁性流体を用いた磁性流体軸受装置及び磁気シール装置

No.	整理 番号	公開特許公報番号	公開日	発明の名称
26	368	特開 2009-001754	H21.1.8	接着構造、封止構造及びそれを用いた電子部品、接着方法並びに封止方法
27	361	特開 2008-309707	H20.12.25	分光計測装置及び分光計測方法
28	360	特開 2008-309706	H20.12.25	分光計測装置及び分光計測方法
29	306	特開 2008-302564	H20.12.18	蛍光体微粒子膜及びその製造方法、並びに蛍光体微粒子膜を用いた表示装置
30	305	特開 2008-303278	H20.12.18	蛍光体微粒子膜及びその製造方法並びに蛍光体微粒子膜を用いた表示装置、感光体、及びセンサー
31	304	特開 2008-303277	H20.12.18	蛍光体ペーストとその製造方法及びそれを用いた蛍光体膜とその製造方法
32	319	特開 2008-297411	H20.12.11	接着方法並びにそれを用いて作製したバイオケミカルチップ及び光学部品
33	310	特開 2008-297410	H20.12.11	接着方法並びにそれを用いて作製したバイオケミカルチップ及び光学部品
34	318	特開 2008-273784	H20.11.13	撥水性ガラス板、それを用いた乗り物および建築物の窓ガラス、ならびに撥水性ガラス板の製造方法
35	317	特開 2008-275898	H20.11.13	反射防止膜およびその製造方法。
36	303	特開 2008-277663	H20.11.13	磁石およびその製造方法
37	302	特開 2008-276889	H20.11.13	磁気記録媒体および磁気記録媒体の製造方法ならびにそれを用いた磁気記録読取装置
38	301	特開 2008-276890	H20.11.13	接着方法並びにそれを用いて作製したバイオケミカルチップ及び光学部品
39	300	特開 2008-276887	H20.11.13	磁気記録媒体とその製造方法
40	339	特開 2008-247699	H20.10.16	撥水撥油防汚性反射防止膜とその製造方法およびそれを形成したレンズやガラス板、ガラス、およびそれらを用いた光学装置および太陽エネルギー利用装置、ディスプレイ
41	338	特開 2008-247700	H20.10.16	撥水撥油防汚性反射防止膜およびその製造方法ならびにレンズ、ガラス板、ガラス、光学装置、太陽エネルギー利用装置およびディスプレイ
42	351	特開 2008-230986	H20.10.2	新規な希少糖脂肪酸ジェステルおよびその製造方法
43	299	特開 2008-222788	H20.9.25	パターン状の微粒子膜およびパターン状の微粒子膜の製造方法
44	298	特開 2008-221369	H20.9.25	微粒子膜およびその製造方法。
45	297	特開 2008-221081	H20.9.25	微粒子膜およびその製造方法
46	343	特開 2008-212063	H20.9.18	乾燥耐性ベクター、乾燥耐性能を有する植物の製造方法および乾燥耐性植物
47	324	特開 2008-156157	H20.7.10	撥水撥油防汚性ガラス板およびその製造方法ならびにそれを用いた乗り物および建築物
48	323	特開 2008-156155	H20.7.10	撥水撥油防汚性ガラス板およびその製造方法ならびにそれを用いた乗り物および建築物
49	286	特開 2008-074752	H20.4.3	希少糖を植物のシュートの成長促進または調整へ利用する方法
50	287	特開 2008-048685	H20.3.6	食品または医薬品の芳香を改善する方法

No.	整理 番号	公開特許公報番号	公開日	発明の名称
51	259	特開 2008-046086	H20.2.28	透水試験機および透水試験方法
52	271	特開 2008-013651	H20.1.24	光反射塗料とそれを用いた光反射塗膜
53	270	特開 2008-015167	H20.1.24	撥水撥油防汚性光反射板とその製造方法及びそれを用いたトンネル、道路標識、表示板、乗り物、建物。
54	264	特開 2008-007363	H20.1.17	撥水撥油防汚性ガラス板及びその製造方法並びにそれを用いた輸送機器、建造物及び光学機器
55	263	特開 2007-333291	H20.1.17	太陽エネルギー利用装置とその製造方法
56	265	特開 2008-007365	H19.12.19	太陽エネルギー利用装置とその製造方法
57	199-2	特開 2007-290406	H19.11.8	単層微粒子膜と累積微粒子膜およびそれらの製造方法
58	359	特開 2007-292740	H19.11.8	マイクロフロー型バイオセンサおよび希少糖の検出または定量への使用
59	206	特開 2007-220463	H19.8.30	導電性ペーストとその製造方法およびそれらを用いた配線とその製造方法とそれらを用いた電子部品と電子機器
60	214	特開 2007-161749	H19.6.28	パターン状の蛍光体微粒子膜およびその製造方法
61	204	特開 2007-161748	H19.6.28	蛍光体微粒子とその製造方法及びそれらを用いた蛍光体被膜
62	202	特開 2007-161913	H19.6.28	接着方法とそれを用いたバイオケミカルチップと光学部品
63	198	特開 2007-161912	H19.6.28	接着方法とそれを用いて製作したバイオケイミカルチップと光学部品
64	210	特開 2007-127847	H19.5.24	反射防止膜とその製造方法及びそれを用いた光学機器
65	201	特開 2007-129079	H19.5.24	磁性微粒子とその製造方法およびそれらを用いた磁石とその製造方法
66	197	特開 2007-126332	H19.5.24	撥水性ガラス板とその製造方法及びそれを用いた乗り物またはガラス窓
67	213	特開 2007-117827	H19.5.17	パターン状の微粒子膜およびその製造方法。
68	211	特開 2007-117826	H19.5.17	化学吸着溶液
69	196	特開 2007-117828	H19.5.17	微粒子とその製造方法
70	569	特開 2007-112705	H19.5.10	導電性セラミックス及びその製造方法並びに半導体製造装置用部材
71	189	特開 2007-076076	H19.3.29	金属被膜を有するプラスチック成形体とその製造方法およびそれらを用いた物品
72	151	特開 2007-045889	H19.2.22	糖タンパク質からの糖鎖の調製方法
73	4	特開 2005-263734	H17.9.29	希少糖の神経細胞における保護作用を利用する予防薬、治療薬、特定保健用食品
74	3	特開 2005-263744	H17.9.29	希少糖のTリンパ球の増殖抑制への使用
75	JP1	再表 2005/084854	H17.9.15	中空金属球構造体、中空金属球成形体および中空金属球構造体の製造方法

注) みなし取り下げ、拒絶査定が確定したもの等を除く) ※H23年4月20日現在

(5) 大学所有の登録特許

No.	整理 番号	特許番号	登録日	発明の名称
1	226	特許第 4696244 号	H23.3.11	圧力検出装置
2	264	特許第 4670057 号	H23.1.28	撥水撥油防汚性ガラス板の製造方法
3	265	特許第 4654443 号	H23.1.7	太陽エネルギー利用装置の製造方法
4	JP157	特許第 4631062 号	H22.11.26	ナノピンセットおよびこれを備える走査型プローブ顕微鏡
5	113	特許第 4627841 号	H22.11.19	プシコースの分離方法
6	256	特許第 4613264 号	H22.10.29	表面特性解析装置
7	JP42	特許第 4609845 号	H22.10.22	D-プシコースの生理活性作用の利用への使用
8	384	特許第 4555925 号	H22.7.30	立体形状測定装置
9	29	特許第 4538602 号	H22.7.2	血圧・血液粘度測定方法および血圧・血液粘度測定装置
10	5	特許第 4535238 号	H22.6.25	プシコースのレチノイン酸エステル及びその製造方法
11	212	特許第 4521569 号	H22.6.4	磁気記録媒体とその製造方法およびそれを用いた磁気記録読み取り装置。
12	123	特許第 4505635 号	H22.5.14	ナノスケール物質およびその製造方法
13	499	特許第 4505610 号	H22.5.14	ガーゼ保持具
14	146	特許第 4497305 号	H22.4.23	運転者状態判定装置
15	JP401	特許第 4466969 号	H22.3.5	鶏用飼料添加増重剤と鶏用増重飼料
16	231	特許第 4461277 号	H22.2.26	走査型プローブ顕微鏡装置および試料表面形状観察方法
17	50	特許第 4452876 号	H22.2.12	LKP2部分 cDNA を用いた遺伝子導入による植物体の種子収量、乾燥重量の制御
18	170	特許第 4456030 号	H22.2.12	ケーブルハーネス及びその製造方法
19	142	特許第 4423363 号	H21.12.18	D-プシコースを原料とする D-タリトールの新規な製造方法
20	143	特許第 4412725 号	H21.11.27	微生物の還元反応を用いた L-ソルビトールの製造方法
21	352	特許第 4395572 号	H21.10.30	形状記憶合金の機械振動を情報伝達手段とする触覚による情報伝達装置
22	161	特許第 4378532 号	H21.10.2	櫛歯形プローブの駆動装置、原子間力顕微鏡装置および変位測定方法
23	31	特許第 4373191 号	H21.9.11	携帯型聴診器
24	388	特許第 4359702 号	H21.8.21	中空構造体およびその製造方法
25	144	特許第 4356992 号	H21.8.14	酵母の還元反応を用いた L-タリトールの製造方法
26	192	特許第 4340749 号	H21.7.17	セリントレオニンタンパク質リン酸化酵素を認識するモノクローナル抗体
27	9	特許第 4325450 号	H21.6.19	希少糖の特異的定量法
28	145	特許第 4318179 号	H21.6.5	D-プシコースを含有する新規二糖類化合物及びその製造方法
29	103-1	特許第 4296277 号	H21.4.24	傾斜構造体の製造方法およびこの方法で製造される金型用母型
30	193	特許第 4235708 号	H20.12.26	カルモジュリン依存性リン酸化酵素IIの活性断片
31	194	特許第 4203628 号	H20.10.24	リン酸化されたCaMKIVを特異的に認識するモノクローナル抗体
32	JP288	特許第 4200223 号	H20.10.17	マイクロレンズ用金型、マイクロレンズおよびそれらの製法
33	279	特許第 4171809 号	H20.8.22	外用剤塗布器具

No.	整理番号	特許番号	登録日	発明の名称
34	349	特許第 4152423 号	H20.7.11	点検業務に利用可能な評点式データシートに基づく健全性評価システム
35	104	特許第 4009720 号	H19.9.14	希少糖による植物病害抵抗性増幅剤
36	249	特許第 3975407 号	H19.6.29	防災事業計画支援システム
37	188	特許第 3975406 号	H19.6.29	構造物補修施工計画支援システム
38	106	特許第 3975274 号	H19.6.29	D-アロースの結晶化法による分別法とその大量生産への応用
39	125	特許第 3893470 号	H18.12.22	糖類の蛍光標識化方法、糖類の蛍光標識化装置
40	284	特許第 3870233 号	H18.10.27	回転数検出装置、物体計測システムおよび回転数検出方法
41	15	特許第 3843299 号	H18.8.25	テザーに連結された機器の姿勢制御方式
42	94	特許第 3829151 号	H18.7.21	テザーに連結された機器の姿勢制御方式
43	119	特許第 3487963 号	H15.10.31	透明物体の検査方法
44	117	特許第 3414844 号	H15.4.4	欠陥パターン種別判定方法およびその装置
45	118	特許第 3400859 号	H15.2.21	欠陥パターンの検出方法及びその装置

(6) 大学所有の登録商標

No.	整理番号	登録番号	登録日	対象商標／商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務
1	TM5a	商標第 5207071 号	H21.2.20	あまみずちゃん／41 技芸・スポーツ又は知識の教授 etc.
2	TM5b	商標第 5190042 号	H20.12.19	あまみずちゃん(図有)／16 紙類, 文房具類, 印刷物
3	TM3	商標第 4873342 号	H17.6.17	Sauvageonne Savoureuse(ソヴァージュヌ・サウルース)／33 日本酒, 洋酒, 果実酒, 中国酒, 薬味酒
4	TM1	商標第 4743844 号	H16.1.30	イズモリング(図有)／1 化学品 etc.
5	TM2	商標第 4743845 号	H16.1.30	イズモリング(図有)／1 化学品 etc.

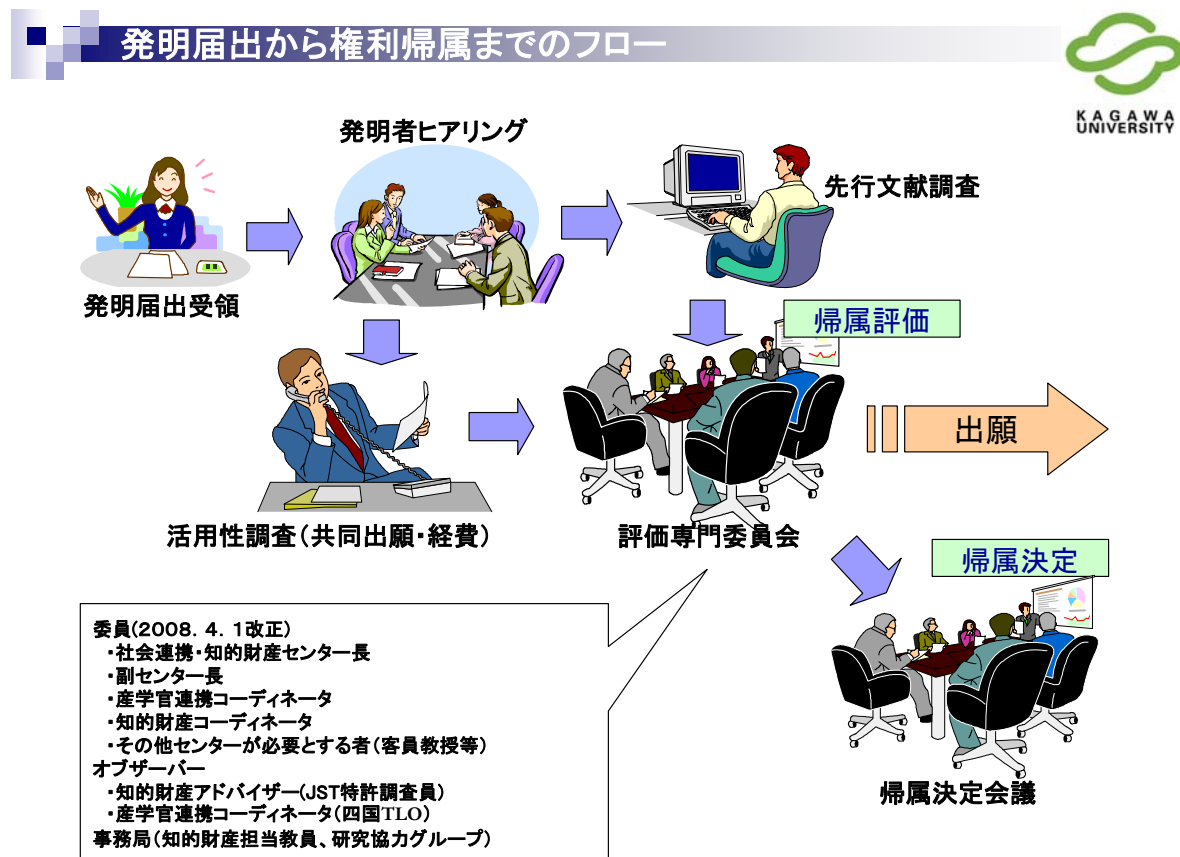
注) 学章に関するものを除く

(7) 大学所有の登録品種

No.	整理番号	登録番号	登録日	登録品種の名称
1	SS1	第 18311 号	H21.7.31	ラパン
2	SS3	第 18119 号	H21.3.19	さぬきよいまい
3	SS2	第 13646 号	H18.2.27	香大農 R-1

7. 知的財産についてのQ & Aその他

(1) 発明届出から権利帰属までのフロー



(発明等届出書)

別記様式1 (第4条関係)

平成 年 月 日

香川大学長 殿

所 属
職位・氏名
連 絡 先
電 話
ファックス
電子メール

印

発 明 等 届 出 書

香川大学職務発明規程第4条第1項に基づき、下記のとおり発明等を届出いたします。

記

- 発明等の名称
- 知的財産の種類
- 共同発明者の有無 有 / 無
所属・氏名・連絡先(電話、ファックス、電子メール)
- 発明等の経過
- 主たる研究経費及び研究設備
- 特許出願希望国
- 発明等の内容
 - 従来技術
 - 発明等の説明
 - 発明等による効果・作用
 - 発明等の段階
実用化のために更なる研究が必要である はい / いいえ
 - 実用化に際しての課題
 - 実用化可能な製品・分野
- 発明の活用先企業、または更に共同研究したい機関、企業などの候補があれば記載してください。
- 出願の希望時期
- 発表の有無 有 / 無
発表予定(学会名、発表方法、刊行物名、ホームページのアドレス等)

(権利譲渡書)

別記様式2 (第6条関係)

平成 年 月 日

権 利 譲 渡 書

住 所 香川県高松市幸町1番1号
譲受人 香川大学長 殿

住 所
居 所
譲渡人 _____ 印

香川大学職務発明規程第6条第1項に基づき、下記の発明等に関する特許権等知的財産権を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

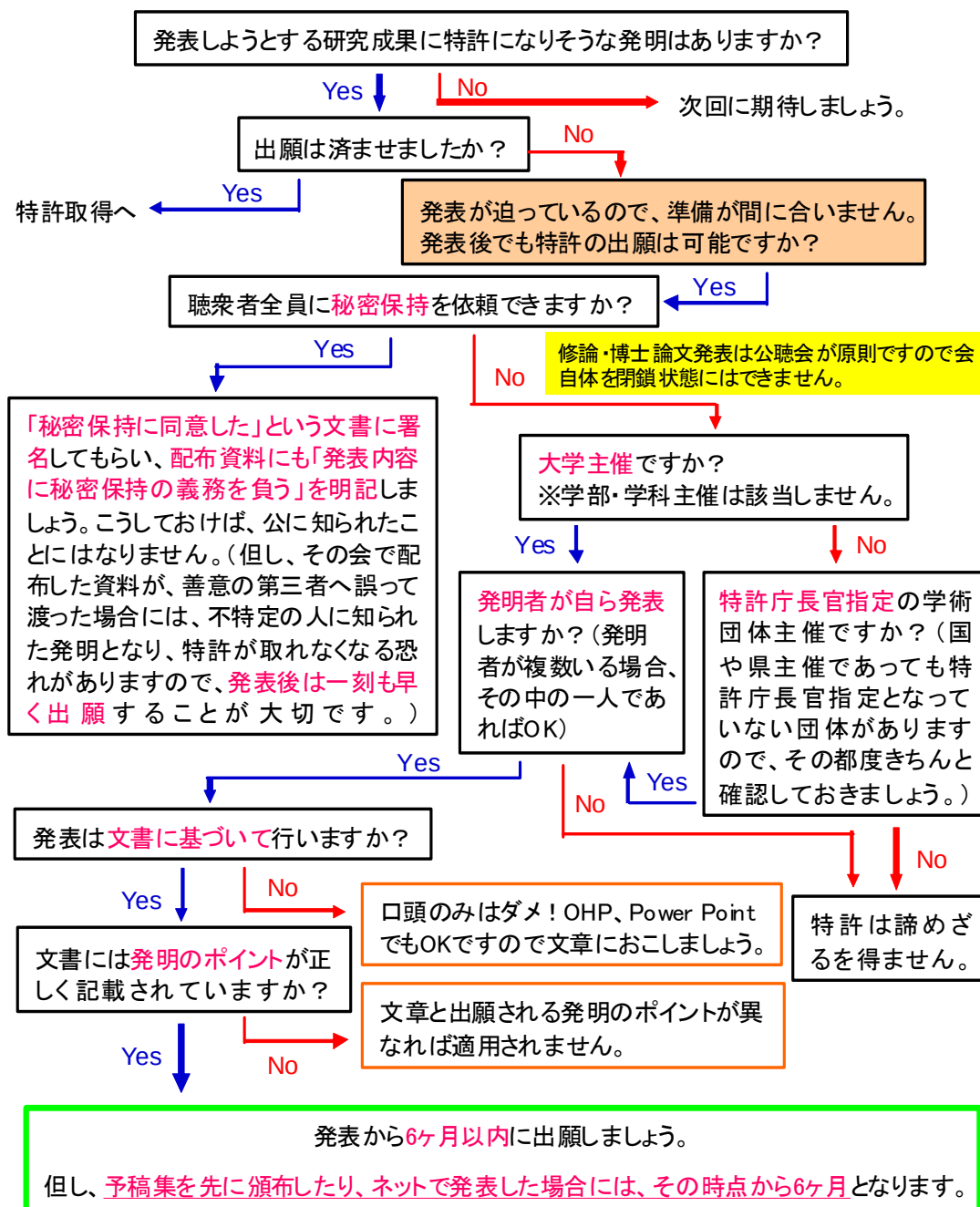
記

- 発明等の名称
- 特許権等知的財産権の持分
発明者氏名等 学内発明者の持分割合

(参考)
その他学外発明者の有無 あり・なし

(2) 研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと

〔研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと〕



【注意点】 この例外規定(特許法第30条)を使つての出願は、発明者が出願する前に第三者が出願していると特許が取れなくなってしまいます。また、ヨーロッパへの出願ではこの救済措置は適用されませんので、ヨーロッパでは特許は取れなくなります。

《いずれにせよ、完全に保護されるためには、**発表前**の出願に優るものはありません》

問合せ先: 香川大学社会連携・知的財産センター 内線: 2535(医学部からは、66-2535)

E-mail: ccip@eng.kagawa-u.ac.jp (なお、本資料は山口大学知的財産本部のご協力を基に作成しています。)

(3) 知的財産についての Q & A

香川大学の知的財産についてのQ & A

(学内のみなさんからの質問と回答) 発明から出願まで

Q1 発明とはどんなものをいうのですか？

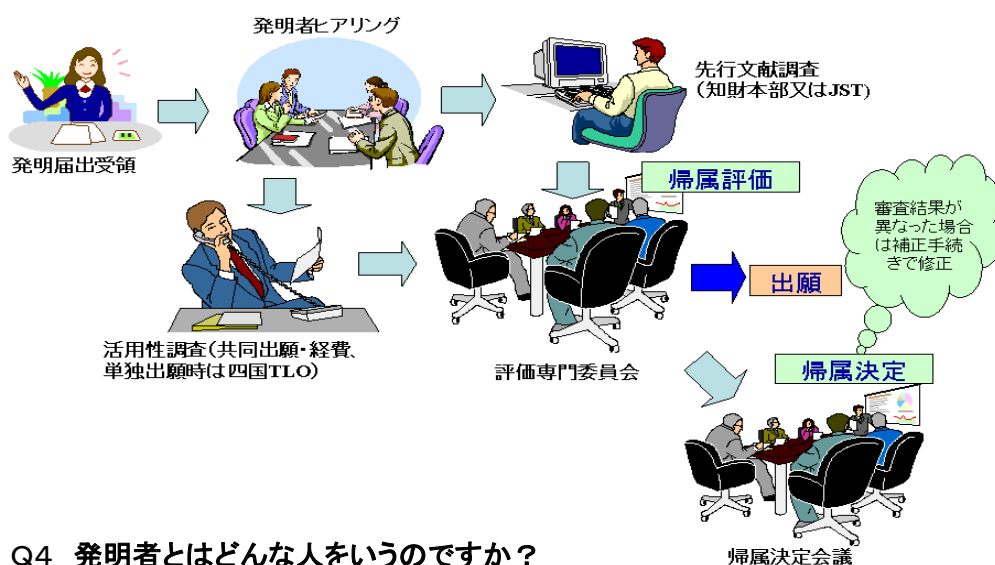
A 発明とは、特許法上では、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの」となっていますが、簡単にいいますと、世界に知られていない技術上の有用な提案のことです。発明と思われるものがひらめきましたら、社会連携・知的財産センターの知的財産担当までお気軽にご相談下さい。

Q2 発明の届出は、どんなものを、どこに、だせばよいのですか？

A 発明届出の様式および記入例は、社会連携・知的財産センターのホームページからダウンロードできます。研究成果の中で、特許が取れそうなもの(企業に売り込めそうなもの等も含め)を提出して下さい。窓口は社会連携・知的財産センターになります。不明な点がありましたら、知的財産の担当までお気軽にお尋ね下さい。

Q3 発明届出の提出後はどのように取り扱われるのですか？

A 以下のようなフローで取り扱われます(出願まで)。



Q4 発明者とはどんな人をいうのですか？

A 以下のような判定基準で取り扱われます。

発明者になる人	発明者にならない人
①具体性のある着想を提供した者は、発明者となります。 ②課題解決のために、具体的な解決手段を提案した者は、発明者となります。 ③具体性のある解決手段を提供して発明を完成に導いた者は、発明者となります。	①単に課題を提示しただけでは、発明者になれません。 ②単に指示されてデータをまとめた者や実験の作業を手伝った者は、発明者ではありません。 ③発明者に資金や設備等を提供しただけでは、発明者になれません。

問合せ先: 香川大学社会連携知的財産センター 内線: 2535(医学部からは 66-2535)

E-mail: cdp@eng.kagawa-u.ac.jp

(4) 特許実施許諾等による収益配分

1. 関連規程（抜粋）

香川大学知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則

（収益の配分）

第7条 知的財産権を活用して得られた収益のうち、その収益を得るまでに要した費用を除いた額を配分するものとする。

2 前項による額の50%を発明者に、残りを大学に配分するものとする。

3 発明者が退職等又は死亡したときは、第1項による額の50%を限度に発明者又はその承継者に、残りを大学に配分する。

4 本学の学生が発明者に含まれているときの収益配分は、前三項を準用する。

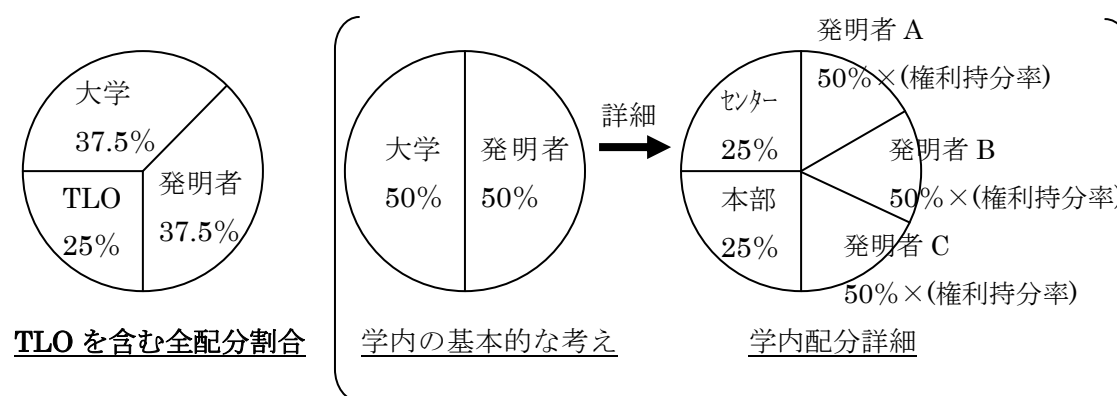
5 学外発明者（発明規程のない他大学の研究者や個人等に限る。（企業所属者は除く））が発明者に含まれるときの収益配分は、第一項から第三項までを準用する。

6 前各項の規定により大学に配分される額の半分を社会連携・知的財産センターに配分する。

附則 当分の間、第7条第1項の費用には、出願権利化等（知的財産の出願又は権利化及びその権利の維持又は保全という。）のために大学が支出した額を含めないものとする。

2. ロイヤリティー配分

香川大学では、実施許諾等の技術移転活動（ロイヤリティー管理も含め全て）を、原則四国 TLO に代理・委託（四国 TLO は成功報酬型：全収益の25%）。従って、四国 TLO を通じての知財収益の配分は以下になる。



※具体例

(1) 発明者への配分例：全収益額 100 万（四国 TLO から大学への配分額：75 万）

発明者 A 権利持分 50% 配分額：75 万 × 0.5(在職) × 0.5(持分率) = 18.75 万

発明者 B 権利持分 30% 配分額：75 万 × 0.5(在職) × 0.3(持分率) = 11.25 万

発明者 C 権利持分 20% 配分額：75 万 × 0.5(在職) × 0.2(持分率) = 7.5 万

(5) MTA (Material Transfer Agreement) (研究材料提供契約)

MTA (Material Transfer Agreement) について

1. MTAとは何のことですか？

MTA (Material Transfer Agreement : 研究材料提供契約) は、遺伝子、細胞、ノックアウトマウス (実験用動物)、実験用植物、抗体、材料 (化合物) などの研究材料を、第三者 (研究者) との間で授受する際に、研究材料の使用に関するとりきめを行う契約です。

MTAは実際に研究材料をやりとりする研究者同士でなく、機関名義での契約です。

特に、バイオ系研究ではアカデミア間の研究材料の授受が日常的に行われ、企業との授受も頻繁に起こっています。

香川大学の方針として、研究材料の授受に当たってはMTAを締結することを奨励しています

2. なぜMTAを結ぶ必要があるのですか？

- 1) 提供先の研究材料の使用により、第三者に損害が及んだ場合の免責など、研究材料についての損害に対する防衛という役割があります。
- 2) 提供先から研究の成果に対して不必要な制限をかけられないようにするなど、研究の自由についての制限に対する防衛という役割があります。
- 3) 内容を理解せずに、個人で契約してしまうと、特定の研究以外の使用禁止、得られた成果・発明が提供者側に帰属、研究成果の発表の禁止、特許出願時の制約等、あとでトラブルが生じることがあります。

3. MTAを結ぶとき手続きはどうしたらよいですか？

- 1) 香川大学の職員等がその研究活動によって有することに至った成果有体物 (試薬、試料、化学物質、実験動植物、菌株、試作品、試験装置、実験器具) は、「香川大学研究成果有体物管理規程 (平成 17 年 12 月 26 日施行)」により、原則として大学に帰属します。
- 2) 成果有体物を創作又は取得した職員、その成果有体物を適正に管理しなければなりません。
また、職員等が第三者に研究成果物を提供 (研究目的、産業上の利用目的) する場合は、無断譲渡、目的外使用、守秘義務、知的財産、使用による責任、費用負担等の問題が発生する恐れがありますので、研究活動を円滑に推進するためにも第三者と研究材料提供契約 [MTA] (あるいは第三者からの誓約書又は研究者間の協議等の書面) 又は研究材料売買契約を締結しておく必要があります。
- 3) 研究のために第三者に研究材料 (成果有体物) を提供する場合は、権限の委譲によって予め部局等の長に届け出 (第三者が公的研究機関等である場合は、提供後の書面による報告で足りる) することで行うことができます。
(原材料費及び輸送費等の直接的に発生する費用は、原則、第三者の負担とします。)
- 4) 産業上の利用を目的とする第三者に研究材料 (成果有体物) を提供する場合は、予め、部局等を継由して学長の承諾を得なければなりません。社会連携・知的財産センターまでお気軽にご相談ください。 (原則、直接費用を上回る対価を得られる場合に限りです。)

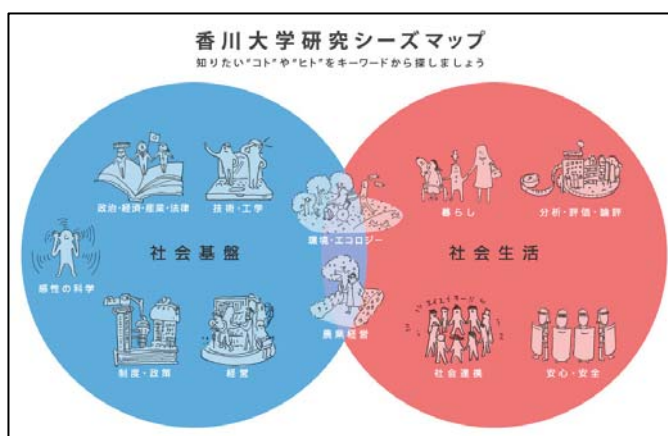
8. 大学等産学官連携自立化促進プログラム(旧戦略展開プログラム)

文部科学省大学等産学官連携自立化促進プログラムでは平成20年9月から平成23年3月まで、社会ニーズに対応した特徴的で競争力のある研究を通して香川大学の個性を発揮できるよう以下の計画に従って基盤強化に取組みました。

(1)事業概要

文系・理系のバランスがとれた総合大学の強みを生かし、組織横断的にニーズインとシーズアウトができる基盤を造ることが本事業の狙いです。

ニーズインを円滑にするため、研究を「見える化」し、有志の教員の協力を得て、4つの学部間連携プロジェクトを運用することが出来ました。文理融合型研究を通してイノベーションを実現すること、そして実行に必要な資金を獲得する仕組みが必要です。23年度以降のリサーチアドミニストレーション活動がその道筋となることを願っています。



URL : <http://www.kagawa-u.ac.jp/seedsmap/>

- 20年度：理系における知的財産の質を向上させるとともに、人文社会系の各研究内容調査によりシーズの把握を行う。
- 21年度：知的財産の戦略的活用を目指した研究を推進するとともに、人文社会系におけるニーズの発掘を行う。
- 22年度：共同研究など知的財産の実用化を目指した活動の推進、および産学官連携体制による大学の研究成果を社会へ還元する活動を推進する。3月末日を持って事業終了。
- 23年度以降：本事業で構築した知的財産活動基盤の円滑な活用を実現し、産学連携推進活動とリサーチアドミニストレーション活動の一体的な推進を目指していく。

(2)文理融合型研究プロジェクト

万引き防止対策事業

子供安全・安心万引き防止対策事業は、平成22年度に香川県警からの委託事業としてスタートしたもので、香川県における万引き防止の対策を提案する事業です。

少年等の万引き犯罪の背後に、どのような意味や態度があるのかを把握し、今後の万引き防止対策に役立てるため、万引きの被疑者、一般青少年、一般高齢者、補導員、被害店舗に対する調査を実施し、調査結果を心理学、工学、経営学等、多角的に分析を行い、データに基づき万引き防止対策を提案しました（「万引き防止対策に関する調査報



告書」香川大学・香川県警察、平成23年2月発行)。今後は、本事業をもとに、平成23年2月に立ち上げた香川県万引き防止対策協議会において、香川県の万引き防止について、官・民・学協働で対策を講じていく予定です。

「万引き防止対策に関する調査報告書」が平成23年2月に完成しました。調査結果より、万引き被疑者の意識や心理的要因、一般青少年（小中高大）や一般高齢者の意識や生活実態・家族との関係、万引きと非行との関係、店舗の業種や商品、店の地域との関係など、多角的な調査結果より、今後の対策と提言をまとめました。

平成23年度 香川県警察・香川大学・香川県警察「万引き防止対策に関する調査報告書」 万引き防止対策に関する調査報告書 平成23年2月 香川大学・香川県警察	目次 序章 香川県の万引きの現状と調査の目的 第1章 被疑者の意識調査 第2章 一般青少年の意識調査 第3章 一般高齢者の意識調査 第4章 少年補導員の意識調査 第5章 店舗の意識調査 第6章 店舗のマーケティング調査 第7章 店舗の工学的調査 終章 まとめと今後の対策および提言
--	--

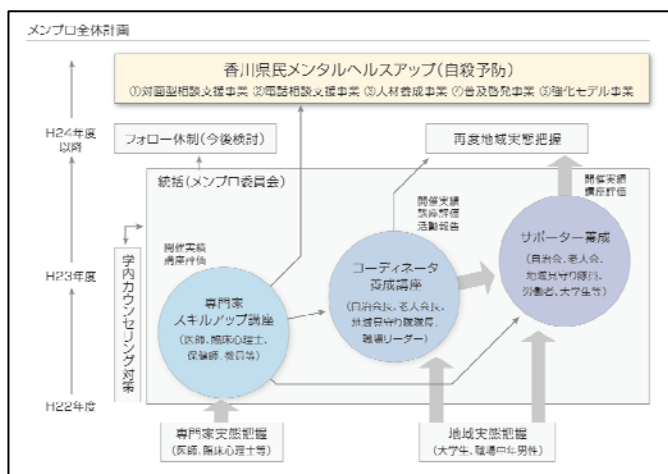
自殺予防対策事業

我が国の自殺者数は、平成10年以降連続して3万人を超えており、自殺予防は喫緊の課題になっています。そこで、香川大学では、地域に根ざした教育・研究機関として、学内にとどまらず広く地域社会に対して自殺対策強化につながる教育・調査・研究を実施しています。医学部、教育学部教員が中心となり調査し、学内外の連携体制のもとに自殺予防対策のための人材養成システムを構築します。



平成22年度は、県民のメンタルヘルス状態をアンケートにより調査するとともに、メンタルヘルスに関わる県下の専門家（医師、保健師、小中高教員等）の意識調査、ニーズの把握を行いました。平成23年度は、専門家スキルアップ講座を臨床心理士、医師、保健師、教員等を対象に開講する予定です。また、コーディネータ養成として、メンタルヘルス・サポーターを組織・指導・支援するコーディネータ（自治会長、地域見守り隊隊長、いのちの電話相談員等を想定）を対象とした講座を実施します。

本プロジェクトは、内閣府の「地域自殺対策緊急強化基金」の中から、香川県地域自殺対策緊急強化事業の補助金による人材育成事業として、平成22年度から2年間採択された事業です。なお、事業終了後も、メンタルヘルス・サポーター（地域住民自治会、婦人会、地域見守り隊、老人会等を想定）の養成活動等を引き続き実施し、メンタルヘルス・サポーターやコーディネータの活動をモニタリングし、評価・指導していく予定です。



農商工連携懇談会

学部を超えた連携による研究を推進するため、農商工に関する自由な課題設定を行う懇談会を、本事業の活動の一貫として立ち上げました。

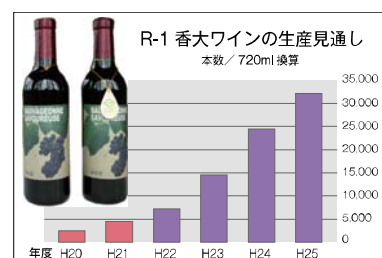
平成23年1月28日には、第一回の農商工連携セミナーを開催し、宮城大学副学長の大泉一貫先生より「農商工連携の意義と推進上の課題」、元広島市役所・弁理士の木戸基文先生より「農業と地域のブランド戦略」と題し、ご講演いただきました。

本懇談会から、分科会として「R・1ブランド研究会」が生まれました。引き続き、新しい課題の企画や自由な意見交換の場を通じて、新規プロジェクトの創出を目指します。



分科会「R・1 ブランド研究会」

香川大学の知的財産シーズであるブドウ品種「香大農R・1」の地域ブランドとしての活用戦略を策定します。平成22年度は地域貢献推進経費を獲得し学内外の専門家・協力者が新規製品の企画・開発とそのブランド化戦略、ブドウの品質、生産性改善計画の検討等を行いました。発売から累計約一万本に達したオリジナルワインの第二期のブランド製品開発や販売戦略、「香大農R・1」を原料とする新規の加工製品の企画・開発を地域企業等との連携のもとに今後も進展させます。



(3) 特許マップ作成支援

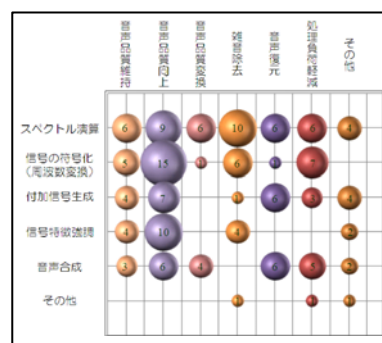
研究成果の実用化や競争的資金の獲得支援、新規研究テーマの創出を目的に特許マップの作成支援を行っています。専任の教員が研究者や学生へのヒアリングを繰り返し行いながら、新規技術創出に向けた先行技術、自分の研究テーマと類似する特許の検索、新規開拓分野を膨大な既存特許データベースに基づき分析し、マップ化を行います。

これまでの特許マップの中間報告会では、マップ作成に際してのプロセスや進捗状況の説明、研究者及び聴講者を交えて今後の方針、最終的なアウトプット等について議論しました。研究者からは共同作業の意義、より効率的な作業方法などが要望として挙げられ、これらに対応するために作成工程の標準化と作業の効率化の必要性を確認しました。

22年度からは新たに学生を対象にした「たけのこ塾」を開設し、研究領域と市場性との関係について特許マップを作成し、論文テーマの探索を行っています。



たけのこ塾の様子



特許マップ作成事例

9. 学術・教育活動について

a. 学会発表・講演状況

会議・研修会名	開催場所	日 時	発表・ポスター題目等
Proceedings of Pacific Congress on Marine Science and Technology2010	米国, ハワイ	H22.6.1～6.4	「Research for the Fisheries Ground Creation Using Artificial Reef with Current Control」 永富 太一
知的財産セミナー	香川高専詫間キャンパス(香川県三豊市)	H22.11.11	技術者・研究者を目指す学生のための知的財産セミナー 倉増敬三郎
第2回リサーチアドミニストレーション研究会	青海フロンティアビル(東京都江東区)	H22.11.22	テーマ:リサーチアドミニストレーターは、どのように研究推進・産学連携を進めていけばよいか。 ～従来の研究・産学連携支援から次のステップへ～ グループリーダー 香川大 永富 アドバイザー 大阪大学 池田雅夫、理研 高橋真木子
産学連携学会関西・中四国支部第2回研究・事例発表会	e-とびあ・かがわ(香川県高松市)	H22.12.3	(1)「出前「知財・技術相談会」～知財 AD と大学 CD との連携活動～」 倉増敬三郎(口頭発表) (2)「香川大学における文理融合型研究プロジェクトとリサーチアドミニストレーター」 永富 太一(口頭発表)
近畿地区産学官連携活動 産学官交流会	クリエイション・コア 東大阪(大阪市)	H23.3.4	ニーズを踏まえた研究開発と特許出願の進め方 倉増敬三郎

b. 講義

回数	開設学部・科目等	場所・日時	対象	内容・備考
6 回	工学部 「特許戦略」	工学部キャンパス H22.4.23、H22.4.30 H22.5.14、H22.5.21 H22.6.4、H22.6.11	学部 4年生	特許戦略
2 回	工学部 「技術開発管理」	工学部キャンパス H22.7.5、H22.7.10	学部 4年生	特許調査

10. 産学連携・技術移転・知的財産関連の各種会議等への参加状況表

会議・セミナー名	開催場所	日時	主催者
四国地区四大学新技術説明会	JSTホール	H22. 4. 2	徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、(株)テクノネットワーク四国、科学技術振興機構
地域産学官共同研究拠点整備事業に関する事務担当者説明会	日本科学未来館	H22. 4. 9	科学技術振興機構
「最先端・次世代研究開発支援プログラム」公募説明会	大阪大学コンベンションセンター	H22. 4. 14	日本学術振興会
地域の科学舎推進事業「地域ネットワーク支援」ヒアリング	科学技術振興機構	H22. 6. 1	科学技術振興機構
PACON2010国際会議	ハワイ大学	H22. 6. 1～4	ハワイ大学
平成22年度産学官連携推進会議 科学・技術フェスタin京都	国立京都国際会館	H22. 6. 5	内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、(社)日本経済団体連合会、日本学術会議
国際バイオEXPO	東京ビッグサイト	H22. 6. 30～7. 2	リードエグジビション ジャパン (株)
第81回電気通信大学産学官連携センター研究開発セミナー	電気通信大学産学官連携センター	H22. 7. 6	電気通信大学産学官連携センター
全国コーディネート活動ネットワーク「第1回中国・四国地域会議」	山口大学	H22. 7. 14	全国コーディネート活動ネットワーク
平成22年度中国・四国地区国立大学法人地域共同研究センター等センター長会議	高知会館	H22. 7. 15	高知大学
第23回国立大学共同研究センター専任教員会議	武雄温泉ハイッ	H22. 8. 26～27	佐賀大学
四国食品健康フォーラム2010	松山市総合コミュニティセンター	H22. 9. 1	四国産業・技術振興センター
文部科学省産学官連携支援事業「全国コーディネート活動ネットワーク」第2回中国・四国地域会議	愛媛大学	H22. 9. 21～22	文部科学省、(財)日本立地センター
UNITT2010 産学連携実務者ネットワーク	電気通信大学	H22. 9. 24～25	(社)大学技術移転協議会
バイオジャパン2010	パシフィコ横浜	H22. 9. 29～10. 1	バイオジャパン組織委員会・日経BP社
イノベーション・ジャパン2010	東京国際フォーラム	H22. 9. 29～10. 1	(独)科学技術振興機構、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構
第22回国立大学法人共同研究センター長等会議	宇部全日空ホテル	H22. 10. 14～15	山口大学
第18回日本消化器関連学会週間JDDW2010	パシフィコ横浜	H22. 10. 13	(社)日本消化器関連学会機構
サイエンスアゴラ2010	日本科学未来館	H22. 11. 20	(独)科学技術振興機構
第2回リサーチ・アドミニストレーション研究会	青海フロンティアビル	H22. 11. 21	金沢大学、(独)科学技術振興機構、東京大学
産学連携学会秋季シンポジウム	早稲田大学	H22. 11. 27	産学連携学会
アグリビジネス創出フェア	幕張メッセ	H22. 11. 24～26	農林水産省
第18回地域を活かす科学技術政策研修会	ホテルグランヴィア広島	H22. 11. 24	(財)全日本地域研究交流協会
「イノベータ養成のためのサンドイッチ教育」第1回ワークショップ	三重大学	H22. 12. 20	三重大学
平成23年度競争的資金制度説明会	航空会館	H23. 1. 13	農林水産省
ASTEC2011	東京ビッグサイト	H23. 2. 15～18	ASTEC実行委員会
地域の科学舎推進事業「地域ネットワーク支援」中間ヒアリング	(独)科学技術振興機構	H23. 2. 9	(独)科学技術振興機構

地域イノベーション戦略推進地域及び地域イノベーション戦略支援プログラム公募説明会	文部科学省	H23. 2. 9～10	文部科学省
平成22年度大学－JST意見交換会	千里ライフサイエンスセンター	H23. 2. 8	(独) 科学技術振興機構
近畿地区産学官連携活動 産学官交流会	クリエイション・コア東大阪	H23. 3. 4	奈良工業高等専門学校
国立大学法人共同研究センター西日本ブロック専任教員会議	鹿児島大学	H23. 3. 8～9	鹿児島大学
地方大学イノベーション研究会	鹿児島大学	H23. 3. 8～9	鹿児島大学
R1ぶどうを使った新商品開発に関する工場見学	いのすや	H23. 3. 9	香川大学
バイオマス利活用事業化推進会議に関するヒアリング	広島県	H23. 3. 22	香川大学
地域産学官共同研究拠点整備事業担当者説明会	(独) 科学技術振興機構	H23. 3. 30	(独) 科学技術振興機構

11. 会議・委員会の開催状況

(1) 産学官連携推進機構会議の開催状況

回数	開催日	備 考
第1回	平成22年6月3日	
第2回	平成22年6月18日	メール審議
第3回	平成22年8月31日	
第4回	平成22年9月6日	メール審議
第5回	平成22年9月16日	
第6回	平成23年2月1日	メール審議
第7回	平成23年3月23日	

(2) 社会連携・知的財産センター会議の開催状況

回数	開催日	備 考
第1回	平成22年4月22日	
第2回	平成22年5月27日	
第3回	平成22年6月17日	
第4回	平成22年7月22日	
第5回	平成22年9月16日	
第6回	平成22年10月28日	
第7回	平成22年11月18日	
第8回	平成22年12月16日	
第9回	平成23年1月27日	
第10回	平成23年2月24日	
第11回	平成23年3月15日	

(3) 知的財産帰属決定会議の開催状況

回数	開催日	帰属決定(件)	処理報告(件)	備 考
第7回	平成22年8月2日	20	21	
第8回	平成22年12月2日	40	7	

(4) 知的財産評価専門委員会の開催状況

回数	開催日	議案（件）	報告（件）	備考
第120回	平成22年4月2日	1	0	メール審議
第121回	平成22年4月22日	7	18	
第122回	平成22年4月30日	1	0	メール審議
第123回	平成22年5月26日	7	10	
第124回	平成22年6月17日	12	14	
第125回	平成22年6月28日	1	0	メール審議
第126回	平成22年7月13日	1	0	メール審議
第127回	平成22年7月22日	12	8	
第128回	平成22年9月16日	9	21	
第129回	平成22年9月17日	1	0	メール審議
第130回	平成22年10月5日	15	10	
第131回	平成22年10月7日	2	0	メール審議
第132回	平成22年10月28日	11	9	
第133回	平成22年11月18日	5	7	
第134回	平成22年11月25日	3	0	メール審議
第135回	平成22年12月16日	8	8	
第136回	平成23年1月27日	4	12	
第137回	平成23年2月8日	2	0	メール審議
第138回	平成23年2月24日	6	17	
第139回	平成23年3月15日	4	13	

12. 社会連携・知的財産センターの組織(平成 22 年度)

(1) 社会連携・知的財産センタースタッフ

部 局	職 名	氏 名
社会連携・知的財産センター	センター長	合谷 祥一
〃	教授	橋本 俊幸
〃	講師 (5 月 31 日まで)	李 鎔璟
〃	助教 (10 月 1 日から)	永富 太一
〃	産学官連携コーディネーター	倉増 敬三郎
〃	産学官連携コーディネーター	本多 八潮
〃	産学官連携コーディネーター 知的財産コーディネーター	渡辺 利光
〃	プロジェクトマネージャー	長崎 俱久
〃	リサーチ・アドミニストレーター (9 月 30 日まで)	永富 太一
〃	リサーチ・アドミニストレーター (10 月 1 日から)	和田 一葉
〃	管理担当職員[学術部長]	井上 明夫
〃	ベンチャー起業アドバイザー	塚本 一義
〃	知的財産アドバイザー	山内 康伸
〃	知的財産コーディネーター	勇野喜 忠夫
〃	事務補佐員	大西 敦子
〃	事務補佐員	甲村 文
〃	事務補佐員	石川 奈々
〃	事務補佐員	宮田 ちひろ
〃	事務補佐員	楠瀬 裕香
香川大学技術交流協力会		上島 美香
事務担当 (研究協力グループ)	リーダー	阿部 祐一
〃	サブリーダー	奈良 薫
〃	チーフ (社会連携担当)	塩入 英次
〃	チーフ (知的財産担当)	大西 利次
〃	チーフ (社会連携担当)	石井 さおり

(2) 知的財産帰属決定会議委員

部 局 名	職 名	氏 名	備 考 (任期等)
役員	副学長	田港 朝彦	官職指定
社会連携・知的財産センター	センター長	合谷 祥一	官職指定
役員	理事	松川 保	官職指定
教育学部	准教授	山田 貴志	H21. 4. 1～H23. 3. 31
法学部	准教授	植松 真生	H21. 4. 1～H23. 3. 31
経済学部	教授	本田 道夫	H21. 4. 1～H23. 3. 31
医学部	教授	中村 隆範	H21. 4. 1～H23. 3. 31
工学部	教授	平田 英之	H21. 4. 1～H23. 3. 31
農学部	教授	高村 武二郎	H21. 4. 1～H23. 3. 31
地域マネジメント研究科	准教授	原 真志	H21. 4. 1～H23. 3. 31
連合法務研究科	准教授	鹿子嶋 仁	H21. 4. 1～H23. 3. 31
教育・学生支援機構	教授	真鍋 芳樹	H21. 4. 1～H23. 3. 31
研究推進機構	准教授	西 望	H21. 4. 1～H23. 3. 31
図書館・情報機構	准教授	林 敏浩	H21. 4. 1～H23. 3. 31

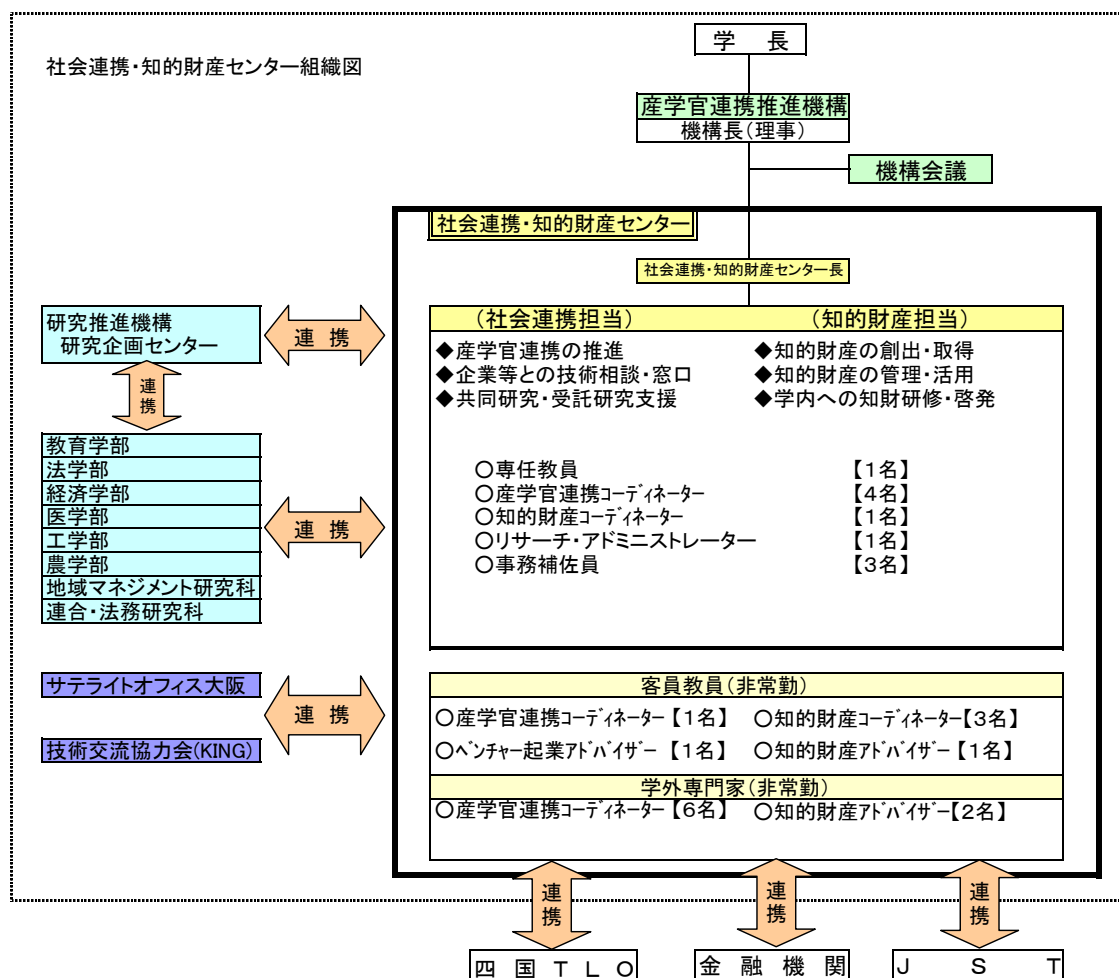
(3) 知的財産評価専門委員会委員

部 局 名	職 名	氏 名	備 考
社会連携・知的財産センター	センター長	合谷 祥一	
〃	産学官連携・知的財産コーディネーター	橋本 俊幸	
〃	産学官連携・知的財産コーディネーター	渡辺 利光	
〃	産学官連携コーディネーター	倉増 敬三郎	
〃	産学官連携コーディネーター	土取 孝弘	
〃	知的財産コーディネーター	勇野喜 忠夫	

参 考 資 料

参 考 資 料（平成23年6月1日現在）

- (1) 社会連携・知的財産センター組織図
- (2) 産学官連携推進機構規則
- (3) 産学官連携推進機構会議規程
- (4) 社会連携・知的財産センター規程
- (5) 社会連携・知的財産センター会議規程
- (6) 社会連携・知的財産センター利用細則
- (7) 知的財産帰属決定会議規程
- (8) 知的財産評価専門委員会規程
- (9) 知的財産評価に関する取扱要領
- (10) 知的財産ポリシー
- (11) 職務発明規程
- (12) 知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則
- (13) 研究成果有体物管理規程
- (14) 共同研究取扱規程
- (15) 受託研究取扱規程
- (16) 利益相反について



香川大学産学官連携推進機構規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人香川大学組織規則第18条第3項の規定に基づき産学官連携推進機構(以下「機構」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、産学官連携により香川大学(以下「本学」という。)における学術研究の高度化とその成果を社会に還元することを目的とする。

(機構の構成及び業務)

第3条 機構は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる下部組織(以下「センター等」という。)を統括する。

- (1) 社会連携・知的財産センター
- (2) 危機管理研究センター
- 2 センター間の業務連携及び人的ネットワークの構築により機構機能の強化を図ることを主たる業務とする。
- 3 センター等の業務に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第4条 機構に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 機構長
- (2) 専任教員
- (3) その他の職員
- 2 機構に、副機構長を置くことができる。

(職務)

第5条 機構長は機構の業務を総括する。

- 2 副機構長は、機構長の職務を助ける。
- 3 専任教員は第3条第1項の各号に規定するセンター等に所属し、当該センター等の業務を処理する。
- 4 その他の職員は、機構の業務を処理する。

(機構長等)

第6条 機構長は、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 副機構長は、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

- 3 副機構長の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、当該副機構長を推薦した機構長の任期を超えることはできない。
- 4 専任教員は、第7条に定める機構会議の議に基づき、学長が選考する。

(機構会議)

第7条 機構に、機構の重要事項を審議するため、香川大学産学官連携推進機構会議(以下「機構会議」という。)を置く。

- 2 機構会議に関し必要な事項は、別に定める。

(機構運営会議)

第8条 機構に、機構の運営方針等を協議するため、香川大学産学官連携推進機構運営会議(以下「機構運営会議」という。)を置くことができる。

(事務)

第9条 機構に関する事務は、機構が関係する学部事務部の協力を得て、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

香川大学産学官連携推進機構会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学産学官連携推進機構規則(以下「機構規則」という。)第7条に規定する香川大学産学官連携推進機構会議(以下「機構会議」という。)に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 機構会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
 - (2) 機構規則第4条第2項の規定による副機構長
 - (3) 機構規則第3条第1項の各号に定める下部組織の長
 - (4) 専任教員
 - (5) 各研究院から選出された教員 各1人
 - (6) その他機構長が必要と認めた者
- 2 前項第5号及び第6号の委員は、学長が任命する。
- 3 第1項第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 第1項第5号及び第6号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 機構会議は、次に掲げる重要事項について審議する。

- (1) 中期計画及び年度計画に関する事項
- (2) 規則その他の制定又は改廃に関する事項
- (3) 組織の設置又は廃止に関する事項
- (4) 教員の選考に関する事項
- (5) 予算及び施設・設備に関する事項
- (6) 評価に関する事項
- (7) その他機構長が必要と認める事項

(会議の主宰及び議長)

- 第4条 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。ただし、機構長に事故あるときは、あらかじめ機構長の指名した者がその職務を代行する。
- 2 議長は、機構会議を主宰する。
- 3 機構会議は、議長の招集により開催するものとする。

(会議の議事運営)

第5条 機構会議は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項にかかわらず、特別の必要があると機構会議が認めるときは、前2項に定める要件以外の定めをすることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があるときは、機構会議の承認を得て、構成員以外の者を会議に出席させることができる。ただし、この者は、可否の数に加わることはできない。

(事務)

第7条 機構会議の事務は、機構が関係する学部事務部の協力を得て、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、機構会議の議事及び運営の方法について必要な事項は、機構会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

香川大学社会連携・知的財産センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学産学官連携推進機構規則第3条第3項の規定に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、香川大学(以下「本学」という。)における産学官連携活動を推進すること並びに本学における知的財産の創出、取得、活用及び管理を戦略的に実施すること及び本学の各種組織を有機的に連携した、全学的な知的財産の管理・活用体制を整備することにより、産学官交流の場として地域の科学技術発展と産業の振興に寄与するとともに、本学における学術研究及び教育の充実に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 企業等との共同研究及び受託研究に関すること。
- (2) 企業等への研究成果の技術移転に関すること。
- (3) 本学に帰属する知的財産に関すること。
- (4) 学内に対する知的財産の研修に関すること。
- (5) 企業等の技術者に対する技術教育及び研修に関すること。
- (6) 企業等との学術情報交換と連携協力に関すること。
- (7) 企業等からの科学技術相談に関すること。
- (8) 外国人研究者との共同研究及び学術交流に関すること。
- (9) 学内及び他大学との共同研究に関すること。
- (10) 本学の学生に対する実践的な技術教育及び研究指導に関すること。
- (11) 地域社会における学術研究交流に関すること。
- (12) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(構成)

第4条 センターは、次に掲げる者で組織する。

- (1) センター長
- (2) センター担当教員
- (3) 産学官連携コーディネータ
- (4) 知的財産コーディネータ

- (5) 管理担当職員
- (6) その他必要な者
- 2 センターに副センター長を置くことができる。
- 3 センターは、必要に応じて次に掲げる非常勤のコーディネータ及びアドバイザーを置くことができる。
 - (1) 産学官連携コーディネータ
 - (2) 産学官連携アドバイザー
 - (3) 特命担当コーディネータ
 - (4) 知的財産コーディネータ
 - (5) 知的財産アドバイザー
 - (6) ベンチャー起業アドバイザー
- 4 第1項第5号は、本学の学術部長をもって充てる。
- 5 第1項第3号、第4号及び第6号に掲げる者並びに第3項各号に掲げる者は、センター長の申出に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター会議(以下「センター会議」という。)の協議を経て、香川大学産学官連携推進機構長(以下「機構長」という。)が任命又は委嘱する。

(センター長)

- 第5条 センター長は、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 2 センター長は、センターの業務を総括する。
 - 3 センター長の任期は2年とし、再任することができる。ただし、当該センター長を任命した学長の任期を超えることはできない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 センター長の選考は、次の各号に該当する場合に行う。
 - (1) 任期が満了するとき。
 - (2) 辞任を申し出たとき。
 - (3) 欠員となったとき。
 - 6 センター長の選考は、前項第1号の場合には、任期満了前の一月前以前に、同項第2号又は第3号の場合には、速やかに行うものとする。

(副センター長)

- 第6条 第4条第2項の規定に基づき副センター長を置くときは、センター長の推薦に基づき、機構長が任命する。
- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
 - 3 副センター長の任期は2年とし、再任することができる。ただし、当該副センター長を

任命した機構長の任期を超えることはできない。

- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター担当教員)

第7条 センター担当教員は、次の各号に掲げる者のうちから機構長が任命する。

- (1) 産学官連携推進機構の専任教員
- (2) 本学教員

(客員教授等)

第8条 センターに、客員教授及び客員准教授(以下「客員教授等」という。)を置くことができる。

- 2 前項の客員教授等の称号の付与は、機構長の申出に基づき、学長が行う。
- 3 前項の申出は、機構会議が選考した客員教授等候補者を推薦することにより行う。
- 4 機構長は、客員教授等に第4条第1項第3号、第4号及び第6号に掲げる者又は同条第3項各号に掲げる者を兼務させることができる。
- 5 客員教授等の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

(協力教員)

第9条 センターに、産学官連携に対する日常的な活動を支援、及び知的財産を発掘するため協力教員を置く。

- 2 協力教員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 協力教員は、センター長と部局の長との協議を経て、機構長が任命する。

(事務)

第10条 センターの事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、香川大学地域開発共同研究センター規程(平成19年4月1日制定)及び香川大学知的財産活用本部規程(平成19年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 この規程の施行後、最初に任命される第9条の協力教員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成20年8月31日までとする。

香川大学社会連携・知的財産センター会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学組織運営規則第12条の2第2項の規定に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター会議(以下「センター会議」という。)に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 センター会議は、香川大学社会連携・知的財産センター(以下「センター」という。)の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) センターの業務に関する事項
- (2) その他センター長が必要とする事項

(組織)

第3条 センター会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
- (3) センター担当教員
- (4) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第1項に掲げる産学官連携コーディネータ及び知的財産コーディネータ
- (5) 管理担当職員

(議長)

第4条 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 議長は、会議を招集し、主宰する。

3 議長に事故があるときは、予め議長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 センター会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 センター会議の事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センター会議に関し必要な事項は、センター会議

が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行により、香川大学地域開発共同研究センター会議規程（平成 19 年 4 月 1 日制定）及び香川大学知的財産活用本部会議規程（平成 19 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

香川大学社会連携・知的財産センター利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、香川大学社会連携・知的財産センター規程第11条の規定に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(センターの利用)

第2条 センターは、次の各号に掲げる目的のために利用することができる。

- (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究
- (2) 民間機関等と技術者に対する技術研修
- (3) 香川大学（以下「本学」という。）の学生に対する実践的な研究指導
- (4) 産学連携の推進及び知的財産に関するセミナー、シンポジウムなど学術研究集会の開催
- (5) 本学の研究成果を活用した事業（創業準備を含む。）
- (6) その他産学連携の推進及び知的財産に関するものとして社会連携・知的財産センター長（以下「センター長」という。）が特に必要と認めた業務

(利用申請及び変更)

第3条 センターの共同研究室を利用しようとするときは、利用する者の中から責任者（原則として、本学の教員に限る。以下「利用責任者」という。）を定め、利用（変更）申請書（別紙様式1）及び研究計画調書（別紙様式2）をセンター長に提出しなければならない。

2 利用の可否は、香川大学産学官連携推進機構会議（以下「機構会議」という。）の議を経てセンター長が承認する。

3 センター長は、本条第1項の利用申請に対し、利用の可否を利用責任者に通知するものとする。

4 利用責任者は、利用計画に変更が生じたときは、機構会議の議を経て速やかにセンター長の承認を受けなければならない。

(利用期間)

第4条 共同研究室の利用期間は、原則として承認の日の属する年度内とする。

2 共同研究及び受託研究が複数年度契約になっている等事業遂行上前項の規定によりがたい事情がある場合センター長は、利用期間の延長を認めることができる。延長できる利用期間は2年以内とし、年度ごとに承認を得るものとする。

(利用の報告)

第5条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求め

ることができる。

(細則の遵守)

第6条 利用者は、この細則を遵守しなければならない。

- 2 センター長は、利用者が前項に違反し、又はセンターの運営に支障を与えるおそれがあるときは、利用の承認を取り消すことができる。

(利用の取消等)

第7条 次の各号に掲げる場合は、センターの利用承認を取り消し、又は利用を中止させることがある。

- (1) 利用者が、この細則の規定に反した場合
- (2) 利用者が、センターの利用目的に反した場合
- (3) センター長が、センターの管理運営上支障があると認めた場合

(損害の弁償)

第8条 利用者は、施設、設備及び備品等の保全に努めなければならない。

- 2 センター長は、利用者が故意又は過失によりセンターの施設、設備及び備品等を破損し、又は亡失したときは、その弁償を求めることができる。

(機器の搬入等)

第9条 利用者は、機器搬入申請書（別紙様式3）をセンター長に提出し、承認を得て、センター内で使用する教育研究に必要な機器等を搬入することができる。

- 2 利用者は、前項による機器等の使用が終了したときは、速やかに搬出ししなければならない。
- 3 機器等の搬入及び搬出に要する経費は、当該利用者の負担とする。

(利用上の注意)

第10条 センターの利用に当たっては、事故、災害の防止に努めなければならない。また、整理・整頓・清掃など、清潔で安全な環境の維持管理に留意しなければならない。

(経費の負担)

第11条 センターの共同研究室を利用するときは、利用者は、別表第1に係る経費及び光熱水料の実費相当額を負担しなければならない。ただし、センター長が必要と認めた場合は、利用料金の一部又は全額を免除することができる。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行により、香川大学地域開発共同研究センター利用細則（平成 16 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。
- 3 この細則の施行の際、現に香川大学地域開発共同研究センター利用細則第 3 条又は第 9 条により利用責任者又は利用者が受けていた承認は、この細則によってなされた承認とみなす。
- 4 第 4 条第 2 項に規定する利用期間延長の期間算定の取扱は、香川大学地域開発共同研究センター利用細則で承認された期間を承継するものとする。

別表第 1（第 1 1 条関係）－利用負担額－

階	部 屋 名（面積）	利用負担額／年当たり （円）
2 階	共同研究室 1 （4 2 m ² ）	2 1 0, 0 0 0
	共同研究室 2 A （3 7 m ² ）	1 8 5, 0 0 0
	共同研究室 2 B （3 7 m ² ）	1 8 5, 0 0 0
	共同研究室 3 （4 6 m ² ）	2 3 0, 0 0 0
3 階	共同研究室 4 A （3 7 m ² ）	1 8 5, 0 0 0
	共同研究室 4 B （3 7 m ² ）	1 8 5, 0 0 0
	共同研究室 5 （3 5 m ² ）	1 7 5, 0 0 0

注 1）利用負担額は、1 年間 1 m²当たり 5,000 円とする。

注 2）部屋の利用に伴う光熱水料は、上記利用負担額に含まない。

注 3）利用期間は原則 1 年とする。ただし、月単位で利用する場合には、月割計算により負担する。月割計算による利用負担額の月額は、年額の 1 2 分の 1 に相当する額を負担する。

別紙様式1（第3条第1項関係）

香川大学社会連携・知的財産センター共同研究室（新規・延長）

利用(変更)申請書

平成 年 月 日

香川大学社会連携・知的財産センター長 殿

利用責任者

所属部局

職・氏名

印

電話

fax

E-mail

下記のとおり利用（変更）したいので申請します。

記

利 用 区 分	共同研究	受託研究	大学発ベンチャー
研 究 題 目 (複数記載可)			
利 用 者 (センターを利用する者を記載すること)	所属・職	氏 名	連絡先 電話・FAX・E-mail
利用希望期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日（年度にまたがった申請は不可） 延長申請の場合は、利用開始日（平成 年 月 日）		
利用希望 共同研究室名	共同研究室○		
利用するセンタ ー設備・機器等 名			
搬入予定の 主な大型機器			
セ ン タ ー 専 用 欄	上記申請を ・承認する ・承認しない（理由： ） 平成 年 月 日 社会連携・知的財産センター長 印		
備 考			

注1） 共同研究・受託研究の場合は、原則として申込書または契約書の写し（今年度分でも可）を提出して下さい。本申請に添付できない場合には、利用開始日までに提出して下さい。提出がない場合には、利用を取り消すことがあります。

注2） 大学発ベンチャーとは、利用細則第2条第5号に規定する本学の研究成果を活用した事業（創業準備を含む。）を実施する企業とする。

研 究 計 画 調 書

現在までの準備状況等 （継続希望者にあつては現在までの研究実績・研究成果等）	
共同研究室を利用する必要性（共同研究との関連性）	
共同研究室としての見込める活用度・研究成果及び研究計画	

別紙様式3（第9条第1項関係）

機 器 搬 入 申 請 書

平成 年 月 日

香川大学社会連携・知的財産センター長 殿

利用（責任）者

所属部局

職・氏名

印

電話

fax

E-mail

下記の機器を利用承認を受けた研究室に搬入したいので申請します。

記

搬入目的			
共同研究室名			
搬入日時	平成 年 月 日 時		
搬入機器名		物品番号	
規格			
寸法	幅 mm、高さ mm、奥行 mm		
重量	Kg		
使用電力	相（単相、3相）、電力（100、200V）、容量（ KW）		
センター 専用欄	上記申請を ・承認する ・承認しない（理由： ） 平成 年 月 日 社会連携・知的財産センター長 印		

（注）この申請書は搬入機器ごとに提出してください。

香川大学知的財産帰属決定会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学職務発明規程第5条の2第2項の規定に基づき、香川大学知的財産帰属決定会議（以下「決定会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 決定会議は、学長からの諮問を受け、知的財産の帰属の決定等を行うために必要な審議を行う。

(組織)

第3条 決定会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 産学官連携推進機構長（以下「機構長」という。）
- (2) 社会連携・知的財産センター長
- (3) 財務又は経営を担当する常勤の理事
- (4) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
- (5) 各研究院から選出された教員 各1人
- (6) 知的財産活用に関する学外有識者

2 前項第5号の委員は、学長が任命する。

3 第1項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第6号の委員は、機構長の推薦に基づき学長が委嘱する。

(議長)

第4条 決定会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は、決定会議を招集し、主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 決定会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、やむを得ず欠席をする委員から書面による委任をされた者を委員代理として出席委員とみなす場合は、この限りではない。

2 議事は、出席委員（前項ただし書きの委員代理を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第6条 職務発明等に関する事項を評価し、決定会議に報告させるため、香川大学知的財産評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 決定会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 決定会議の事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、決定会議に関し必要な事項は、決定会議が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この規程の施行により、第3条第1項第5号の教員が決定会議の委員となる場合の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

香川大学知的財産評価専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学知的財産帰属決定会議規程第6条第2項の規定に基づき、香川大学知的財産評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 専門委員会は、特許出願の迅速性を図るため、次の各号に掲げる事項について評価する。

- (1) 職務発明等の該当の可否
- (2) 当該職務発明等の技術的評価
- (3) 当該職務発明等の活用性
- (4) 当該職務発明に係る知的財産権の持分割合
- (5) その他職務発明等に関すること。

2 専門委員会は、評価結果について産学官連携推進機構長に報告する。

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 社会連携・知的財産センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
- (3) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第1項に掲げる産学官連携コーディネータ及び知的財産コーディネータ
- (4) その他センター長が必要とする者 若干人

2 前項第4号の委員は、学内者又は学外者からセンター長の指名に基づき産学官連携推進機構長が任命又は委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 必要に応じて、前条第1項の評価を受ける該当部局等の知的財産帰属決定会議委員を専門委員会委員に加えることができる。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 専門委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 専門委員会の事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月23日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

香川大学知的財産評価に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、香川大学知的財産評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）
規程（以下「規程」という。）第2条に規定する評価について、その取扱いを定める。

(権利の帰属)

第2条 本学に届出のあった職務発明等については、専門委員会で評価され、その報告に基づき、香川大学知的財産帰属決定会議（以下「決定会議」という。）でその帰属を決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は発明等の迅速な出願等のために必要と認めるときは、決定会議での審議の前に必要な保全手続きをとることができる。

(意見の申出)

第3条 発明者は、所属する部局の決定会議委員を通じて、専門委員会に意見を申し出ることができる。

2 専門委員会委員長は、前項の申出があったときは、当該決定会議委員をその発明等に係る専門委員会の委員に加えないなければならない。

(再評価の禁止)

第4条 本学が職務発明等の権利を承継しないと決定した発明等については、再評価は行わないものとする。

(評価の実施時期等)

第5条 専門委員会は、本学が承継した職務発明等の権利について、次の各号に掲げる時期に、規程第2条各号に掲げる事項について評価し、その報告に基づき決定会議でその帰属を決定するものとする。

(1) 発明等の出願時期

(2) 発明等の審査請求時

(3) 発明等の登録維持時

2 前項各号の評価は、決定会議において職務発明等の権利を本学が承継しないと決定し、発明者に当該権利が返却された後、発明者が当該権利の保全に必要な手続きを実施できる期間を確保できる時期に行わなければならない。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、社会連携・知的財産センター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年6月23日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

香川大学 知的財産ポリシー

社会に貢献することは、大学にとって教育、学術研究に続く第三の使命です。なかでも、大学が研究成果を知的財産として主体的に創出し、社会、とりわけ産業界において活用することは、大学の社会貢献の一つの形態です。研究成果を社会に還元し活用することは、学術研究の活性化及び研究資金の獲得という観点からも有意義です。

香川大学は、社会の発展に貢献し、学術研究の活性化等のため、研究成果を知的財産として創出、活用するにあたり、次のことを表明します。

- ・ 学術研究においては研究者の自主性を尊重します。
- ・ 大学の公益性・公共性にかんがみ、研究成果は公にすることを基本的責務とします。
- ・ 本学は、産業界を通じた社会貢献を効果的に進めるため、学術研究の成果を知的財産として確立・活用し社会に還元することを目的に、積極的な知的財産の権利化を図ります。
- ・ 職員が職務としてなした発明及び考案等（職務発明等）を行って得た知的財産は、大学に帰属することを原則とし、社会貢献のため積極的な活用を図ります。
- ・ 大学は、職務発明等に伴う研究成果として知的財産を創出した職員に対し、相当の対価を支払うとともに、その活用を図り、新たな研究資金等に還元することとします。
- ・ 大学に帰属した知的財産を創出者の意向を尊重しつつ有効に活用し、すみやかに産業界に技術移転するよう務め、創出者により新たな課題を開拓することを支援します。
- ・ 知的財産を創出、保護、活用するための制度や組織を整え、学術研究の活性化を支援するための体制整備を図ります。
- ・ 知的財産の創出・活用活動が、文化及び産業界の発展に寄与し、ひいては社会の豊かな生活の実現に資するものであることを、実践的に学生に教育します。

香川大学職務発明規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、香川大学（以下「大学」という。）の職員が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明及び研究意欲の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

(1)「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における前記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録の出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条第1項に規定する品種登録を受ける権利及び外国における前記各権利に相当する権利

ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物及び同号の3のデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権及び外国における前記各権利に相当する権利

(2)「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許権の対象となるものについては発明

ロ 実用新案権の対象となるものについては考案

ハ 意匠権の対象となるものについては意匠

ニ 商標権の対象となるものについては商標

ホ 回路配置利用権の対象となるものについては半導体集積回路の回路配置

ヘ 育成権の対象となるものについては品種

ト 著作権の対象となるものについてはプログラム等

(3)「職員」とは、香川大学職員就業規則第2条第1号に定める者をいう。

(4)「職務発明等」とは、大学における教育研究活動の一環として行われた研究等に基づき職員が行った発明等であって、かつ、当該発明等をするに至った行為が職員の現在又は過去の職務に属する発明等をいう。

(5)「発明者」とは、職務発明等を行った職員をいう。

(6)「退職」とは、香川大学職員就業規則第21条第1項に定めることをいう。

第2章 権利の帰属、発明等の届出

(権利の帰属)

第3条 大学は、職務発明等に係る知的財産権の全部または一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、特別の事情があると大学が認めるときは、発明者に帰属させることができる。

(届出及び受理)

第4条 職員は、発明等を行ったときは、発明等届出書（別記様式1）によって、速やかに学長に届け出るものとする。

2 学長は、前項の届出があったときは、速やかに当該発明者に受理した旨を通知しなければならない。

(決定)

第4条 学長は、前条第1項の届出があったときは、産学官連携推進機構長（以下「機構長」という。）に対し、発明等に関する事項を諮問し、その報告に基づき当該発明等に関し権利の帰属等を決定する。

2 学長は、前項の規定により決定したときは、当該発明者に通知しなければならない。

3 学長は、職務発明等の権利を大学が承継すると決定したときは、出願等権利保護のため必要な手続きを行うことができる。

4 学長は、前項の規定にかかわらず、機構長の報告を踏まえ、必要な場合には、職務発明等の権利を大学が承継すると決定する前に、権利保護のため発明者の同意のもとに出願等の必要な手続きを行うことができる。

5 前項によって、権利保護のために出願等の手続きを行った発明等について、職務発明等の権利を大学が承継しないと決定した場合は、大学の責任の下に速やかに修正されなければならない。

(決定会議)

第5条の2 前条の決定のため、香川大学知的財産帰属決定会議（以下「決定会議」という。）を置く。

2 決定会議に関し必要な事項は、別に定める。

(決定に関する事務の委任)

第5条の3 学長は、権利の帰属等の決定に関する事務を機構長に委任する。

(譲渡書の提出等)

第6条 発明者は、学長が職務発明等の権利を大学が承継すると決定したときは、権利譲渡書（別記様式2）を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、大学と発明者が知的財産権を共有する場合においても適用する。

3 学長は、発明者から権利が譲渡された職務発明等について、出願等権利保護のため必要な手続きを行わなければならない。

4 第1項の規定により権利の譲渡を受けた職務発明等について、権利の承継を続けない

ことを決定したときには、遅滞なく発明者に返還するものとする。

(任意譲渡)

第7条 職員からの届出による発明等について、学長が職務発明等の権利を大学が承継しないと決定した場合に、発明者から知的財産権を大学に譲渡する申し出があったときは、学長は、機構長の意見を徴したうえで、知的財産権の承継の可否を決定する。

(異議の申立て)

第8条 発明者は、第5条第1項による決定に異議あるときは、通知を受けた日から2週間以内に学長に対し、異議を申立てることができる。

2 学長は、異議の申立てがあったときは、機構長の意見を徴したうえで、異議申立ての可否を決定する。

3 学長は、前項の決定を当該発明者に通知する。

第3章 発明者への補償

(補償金の支払)

第9条 大学は、職務発明等をした発明者に対し、別に定める補償金を支払うものとする。

(退職したときの補償)

第10条 前条の補償金を受ける権利は当該権利に係る発明者が退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。

第4章 雑則

(守秘義務)

第11条 大学と発明者は、当該発明等の内容等の事項について、出願までの期間、秘密を守らなければならない。ただし、大学と発明者が協議のうえ、秘密期間を延長することができるものとする。

(退職後の取扱い)

第12条 職員が退職した場合においても、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、本規程によるものとする。

(職員以外の者の取扱い)

第13条 職員以外の者で、職務発明等につき契約がなされている者については、この規程を準用する。

(事務局)

第14条 本規程に定める事務は、社会連携・知的財産センターが行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

香川大学長 殿

所 属

職位・氏名

印

連 絡 先

電話

ファックス

電子メール

発 明 等 届 出 書

香川大学職務発明規程第4条第1項に基づき、下記のとおり発明等を届出いたします。

記

- 1 発明等の名称
- 2 知的財産の種類
- 3 共同発明者の有無 有 / 無
所属・氏名・連絡先（電話、ファックス、電子メール）
- 4 発明等の経過
- 5 主たる研究経費及び研究設備
- 6 特許出願希望国
- 7 発明等の内容
 - A) 従来技術
 - B) 発明等の説明
 - C) 発明等による効果・作用
 - D) 発明等の段階
実用化のために更なる研究が必要である はい / いいえ
 - E) 実用化に際しての課題
 - F) 実用化可能な製品・分野
- 8 発明の活用先企業、または更に共同研究したい機関、企業などの候補があれば記載してください。
- 9 出願の希望時期
- 10 発表の有無 有 / 無
発表予定（学会名、発表方法、刊行物名、ホームページのアドレス等）
- 11 その他

注) 1.この届出は、学内の発明者の代表者が行うことで共同届出とすることができます。

2.3の共同発明者の欄は、学外の発明者についても記載してください。

別記様式 2 (第 6 条関係)

権 利 譲 渡 書

平成 年 月 日

住 所 香川県高松市幸町 1 番 1 号
譲受人 香 川 大 学 長 殿

住 所
居 所
譲渡人 _____ 印

香川大学職務発明規程第 6 条第 1 項に基づき、下記の発明等に関する特許権等知的財産権を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

1 発明等の名称

2 特許権等知的財産権の持分

発明者氏名等

学内発明者の持分割合

(参考)

その他学外発明者の有無

あり・なし

香川大学知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、香川大学（以下「本学」という。）における知的財産の機関管理に当たり、発明者が職務発明等の権利を本学に譲渡する場合の発明者の権利及び義務、並びに発明者に対する知的財産権を活用した収益の配分について、必要な事項を定める。

(本学が承継した職務発明等の権利の取扱い)

第2条 本学が承継した職務発明等の権利は、本学の責任の下に、誠実に権利の成立と維持に必要な手続きを取るものとし、発明者は出願手続等において本学に協力しなければならない。

(発明等に対する照会)

第3条 社会連携・知的財産センター長（以下「センター長」という。）は、本学が承継した職務発明等の権利について当該発明者から照会を受けた場合は、その職務発明等の現在の状況について説明しなければならない。

2 発明者は、権利譲渡書を提出した当該職務発明等の取扱いについて疑義がある場合は、センター長に説明を求めることができる。

(仮手続き)

第4条 本学に届出のあった職務発明等は、知的財産評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）で評価し、その報告に基づき知的財産帰属決定会議（以下「決定会議」という。）で帰属を決定する。

2 職務発明等の迅速な出願等を行う必要がある場合は、当該職務発明等に関する権利の帰属を決定する前に、必要な保全手続きを取ることができる。

3 前項の規定に基づき、本学が職務発明等の権利を承継するものとして保全手続を行った後、職務発明等の権利を承継しないと決定した場合、保全手続に要した費用の負担を当該発明者に求めないものとする。

4 第2項の規定に基づき、本学が職務発明等の権利を承継しないものとして発明者自らが保全手続を行った後、本学が職務発明等の権利を承継すると決定をした場合は、本学が当該発明者が負担した費用を補償するものとする。

(発明等の活用)

第5条 センター長は、権利の譲渡を受けた職務発明等について、発明者の意向を尊重し、かつ発明者と協力して、その活用に努めるものとする。

2 前項の活用の形態は、技術移転による収益の獲得、共同研究・受託研究又は各種研究資金の助成等による外部資金の獲得などによるものとする。

(権利の返還)

第6条 本学が権利の譲渡を受けた職務発明等について、出願等権利保護のために必要な手続きを取らないとき、又は権利化後3年間にわたり発明等を活用できないときは、発明者と協議の上、返還することができるものとする。

(収益の配分)

第7条 知的財産権を活用して得られた収益のうち、その収益を得るまでに要した費用を除いた額を配分するものとする。

2 前項による額の50%を発明者に、残りを大学に配分するものとする。

3 発明者が退職等又は死亡したときは、第1項による額の50%を限度に発明者又はその承継者に、残りを大学に配分する。

4 本学の学生が発明者に含まれているときの収益配分は、前三項を準用する。

5 学外発明者（発明規程のない他大学の研究者や個人等に限る。（企業所属者は除く））が発明者に含まれるときの収益配分は、第一項から第三項までを準用する。

6 前各項の規定により大学に配分される額の半分を社会連携・知的財産センターに配分する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、職務発明等に係る発明者の権利及び義務、並びに発明者に対する知的財産権を活用した収益の配分に関する必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年6月23日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年9月15日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 当分の間、第7条第1項の費用には、出願権利化等（知的財産の出願又は権利化及びその権利の維持又は保全をいう。）のために大学が支出した額を含めないものとする。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

香川大学研究成果有体物管理規程

(目的)

第1条 この規程は、香川大学（以下「本学」という。）がその研究活動によって有することに至る成果有体物の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、成果有体物の適正な管理を図り、もって研究活動及び社会連携活動を円滑に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「成果有体物」とは、職員等の研究の過程において創作又は取得された物のうち、学術的又は財産的に価値のある有形の物であって、試薬、試料、化学物質、実験動植物、菌株、試作品、試験装置又は実験器具をいう。

2 この規程において、成果有体物が生物試料である場合には、その増殖繁殖によって生じた子孫増殖物も成果有体物とみなして適用する。

3 この規程において、「職員等」とは、次の各号に定める者をいう。

(1) 本学職員就業規則第2条第1号に定める者

(2) 本学の学生、大学院生又はポストドクターであって、本学指導教員の指示に基づき本学職員の研究活動に参画する又は本学指導教員の監督に従う旨を署名した者

(3) 前二号に定める者以外の者で、本学の施設・設備・機器などを使用する者のうち、この規程に従う旨を約した者

4 この規程において、「部局等」とは、職員等が所属している法人本部、各研究院、各機構及び機構に属しないセンター（インターナショナルオフィスを含む）をいう。

5 この規程において、「作製者」とは、成果有体物を作製した職員等をいう。

(成果有体物の帰属)

第3条 成果有体物は、原則として本学に帰属する。

2 職員等が、本学以外の機関における本学の研究活動により又は本学以外の機関から本学の研究活動のために提供を受け入れることにより、主体的に創作又は取得した成果有体物の帰属については、別に約した場合を除き、その機関が定めるところに従わなければならない。

(成果有体物の管理と利用)

第4条 成果有体物を創作又は取得した職員等は、その成果有体物を適正に管理しなければならない。

2 成果有体物は、特段の定めがない限り、創作又は取得した時点から成果有体物として取り扱うものとし、この時点での登録を要しないものとする。ただし、成果有体物の学術研究上顕著な有効利用のために必要不可欠な情報を一般に公開公表する場合等に届け出ることを妨げない。

3 本学における研究を目的とした成果有体物の利用は、原則として自由とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する可能性がある場合には、利用させることができない。

(1) 法令又は本学規則等に反する場合

(2) 個人のプライバシー又は団体の機密に属する事項が保持されない場合

(3) その他利用者の管理が不適切である場合

- 4 職員等は、前条第2項の受入れに該当する場合にあっては、当該成果有体物の提供者の意思に従った利用をしなければならない。
- 5 部局等の長は、本条の規定する成果有体物の管理と利用が適正に行われるために必要に応じた指導、教育及び監督をしなければならない。

(成果有体物の提供)

第5条 職員等が第三者の研究のために成果有体物を提供する場合は、予め部局等の長へ届け出た後に行わなければならない。ただし、第三者が公法人又は公的研究機関である場合には、提供後の書面による報告をもって足りるものとする。

- 2 前項の成果有体物の提供は、当該成果有体物の創作又は取得に必要な原材料費及び輸送費等の直接的に発生する費用（以下「直接費用」という。）があるときは、その費用を第三者に負担させて提供することを原則とする。
- 3 本学は、前二項の規定により成果有体物の提供を行う場合には、当該成果有体物を用いた第三者による研究成果の取扱い、守秘義務及び研究目的以外への使用禁止等提供にあたり必要な事項を取り決めた「研究材料提供契約」を当該第三者と締結する。ただし、部局等の長が、第三者からの誓約書又は研究者間の協議書等の書面に基づき、提供にあたって必要な事項についての合意があると認めた場合には、この限りではない。
- 4 本条は、職員等が退職又は異動にあたって、自らが創作又は取得した成果有体物の提供を本学に求める場合に準用する。

(成果有体物の産業上の利用)

第6条 職員等が産業上の利用を目的とする第三者に成果有体物を提供する場合は、本学社会連携・知的財産センターに協議し、予めその旨の届出書に部局等の長の承認書を付して学長へ提出し、承諾を得なければならない。

- 2 前項の成果有体物の提供は、直接費用を上回る対価を得られる場合に実施することを原則とする。
- 3 本学は、前二項の規定により成果有体物の提供を行う場合には、当該第三者と「研究材料提供契約」又は「研究材料売買契約」を締結する。
- 4 本学が第2項に規定する対価を得られる場合には、当該対価の一部について、その作製者に対し、補償金を支払うことができるものとする。
- 5 前項の補償金の支払いは、香川大学知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則第7条を準用する。この場合において、「発明者」を「作製者」と読み替えるものとする。
- 6 前条の定めるところにより成果有体物の提供がなされたにもかかわらず、その提供がなされた後に生じた正当かつ合理的な事情により産業上の利用を目的として当該成果有体物を利用することになる第三者は、本条第1項の第三者とみなす。

(秘密の保持)

第7条 職員等は、成果有体物に関し、既に公表されたもの、公表することが認められたもの及び秘

密を保持する旨の契約の下に特定の者に開示することが認められたものを除き、その秘密を保持しなければならない。

- 2 職員等は、職務上知ることのできた個人情報又は外部機関の研究成果等について、特段の取り決めによって正当な理由がない限り、他に漏洩又は提供してはならない。
- 3 前二項の規定は、職員等の退職又は異動後においても適用する。

(雑則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月26日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に創作又は取得し、この規程施行の際引き続き職員等が保有している研究成果有体物は、この規程の施行日に創作又は取得したものとみなす。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

研究成果有体物提供届出書

国立大学法人香川大学

（部局等名）の長 殿

部局等名

職名

氏名

印

以下の有体物の提供（学術上の利用を目的）に関し、国立大学法人香川大学における研究成果有体物管理規程第5条に基づき、届け出します。

記

- （1）有体物の名称
- （2）無償・有償の別 無償・有償（有償の場合は、金額を記入すること。）
- （3）提供理由
- （4）提供月日 平成 年 月 日
- （5）提供相手先等 ○○○○（研究材料提供契約添付）
- （6）その他必要事項

注意）

- ・ 「研究材料提供契約」は、部局等の長が提供にあたって必要な事項の合意があると認めた場合は、第三者からの誓約書又は研究者間の協議書等の書面に代えることができます。
- ・ 学術上の目的の場合は、原則として無償（輸送費等の直接費用は徴する。）となります。
- ・ 学外への有体物の提供の状況を把握したいので、本届出書の写しを社会連携・知的財産センターへ提出いただくようお願いします。

平成 年 月 日

研究成果有体物提供届出書

国立大学法人香川大学長 殿

部局等名

職名

氏名

下記の有体物の提供（産業上の利用を目的）に関し、国立大学法人香川大学における研究成果有体物管理規程第6条に基づき、届け出します。

記

- （1）有体物の名称
- （2）無償・有償の別 無償・有償（有償の場合は、金額を記入すること。）
- （3）提供相手先の使用目的
- （4）提供予定時期 平成 年 月 日
- （5）提供相手先
 - 1）相手先の名称
 - 2）住所、郵便番号
 - 3）代表者の役職、氏名
 - 4）担当者の役職、氏名
 - 5）電話番号、ファクス、電子メール等
- （6）その他必要事項

注意）

- ・本届出書は、有体物の提供について予め協議した上で、社会連携・知的財産センターへ提出願います。
- ・本届出書には、部局等の長の承認書を付して提出願います。

様式第3号（第6条第1項関係）

平成 年 月 日

承認書

創作／取得責任者

殿

部局等の長

印

貴殿の創作／取得した下記の成果有体物に関し、国立大学法人香川大学における研究成果有体物管理規程第4条（成果有体物の管理と利用）に該当しないことを確認したので、同規程第6条に基づく有体物の提供（産業上の利用を目的）について承認します。

記

- （1）有体物の名称
- （2）無償・有償の別 無償・有償（有償の場合は、金額を記入すること。）
- （3）提供相手先の使用目的

- （4）提供予定時期 平成 年 月 日
- （5）提供相手先
 - 1）相手先の名称
 - 2）住所、郵便番号
 - 3）代表者の役職、氏名
 - 4）担当者の役職、氏名
 - 5）電話番号、ファクス、電子メール等

- （6）その他必要事項

注意）

- ・ 本承認書は、学長への届出書に付して社会連携・知的財産センターへ提出してください。
- ・ 有体物の提供にあたっては、別途、研究材料提供契約を締結すること。
- ・ 国内法、国際条約及び本学の規程（遺伝子組み換え生物等、動物の輸入届出制度、植物防疫法等）に該当する場合は、別途、決められた手続きをとること。

香川大学共同研究取扱規程

(趣旨)

第1条 香川大学（以下「本学」という。）における共同研究の取扱いに関しては、他の法令又はこれに基づく特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めによるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、企業等外部の機関（以下「企業等」という。）から研究者及び研究経費等を受け入れて本学の教員が当該企業等の研究者と共通の課題につき、共同して行う研究並びに企業等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れ、本学及び企業等において共通の課題について分担して行う研究をいう。

2 この規程において「部局等」とは、法人本部、各研究院、各機構及び機構に属しないセンター（インターナショナルオフィスを含む）をいう。

3 この規程において「知的財産権」とは、香川大学職務発明規程第2条第1項第1号のことをいい、「発明等」とは同条第2項第2号のことをいう。

(研究者の受入れ)

第3条 本学は、企業等に属する研究者を受け入れる場合は、共同研究員として受け入れるものとする。

2 共同研究員は、企業等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者をいう。

(共同研究員の研究料)

第4条 共同研究員の研究料は、研究員1人につき年額420,000円とし、月割り計算はしないものとする。

なお、研究期間が複数年度にわたる場合には、一括徴収又は翌年度以降、各年度ごとに所定の年額を徴収することができる。

2 研究料は、共同研究契約を締結した後、直ちに企業等から徴収するものとする。

3 同一年度内において、研究期間を延長することとなる場合には、同一の企業等共同研究員に係る研究料は、改めて徴収しないものとする。

4 既納の研究料は、返還しない。

(共同研究に要する経費)

第5条 本学における共同研究の場合、本学はその施設・設備を共同研究の用に供するものとする。

2 前項の共同研究の場合、企業等は、共同研究遂行のために、特に必要となる謝金、旅費、備品費、消耗品費、研究支援者等の人件費及び光熱水料等の直接的な経費（消費税及び地方消費税を含む。以下「直接経費」という。）を負担するものとする。

3 企業等は、前項に規定する直接経費以外に、共同研究遂行上必要となる経費等（以下「間接経費」という。）を負担するものとする。

4 前項に規定する間接経費の額は、直接経費の10%に相当する額とする。

5 第1項の共同研究の場合、本学は、必要に応じ、予算の範囲内において、第2項に規定する直接経費の一部を負担することができる。

6 本学及び企業等における共同研究の場合、第1項及び第2項に加え、企業等における研究に要する経費等は、企業等の負担とするものとする。

- 7 研究経費は、共同研究契約を締結した後、直ちに企業等から徴収するものとする。

なお、研究経費は研究期間が単年度又は複数年度にわたる場合にかかわらず、一括徴収又は期限を定めて分割徴収することができる。徴収した研究経費は、研究期間を通じて当該研究に使用されるものとする。

(間接経費の免除)

- 第6条 前条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、間接経費の一部又は全部を免除することができる。

(1) 共同研究の相手先が国(国以外の団体等で、国からの補助金等を受け、当該経費により共同研究を実施することが明瞭なものを含む。)で、間接経費が措置されていない場合

(2) 共同研究の相手先が前号以外の場合で、特に学長が認めた場合

(設備等の取扱い等)

- 第7条 本学における共同研究により、研究の必要上、本学において新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。

2 本学及び企業等における共同研究により、研究の必要上、企業等において新たに取得した設備等は、企業等の所有に属するものとする。

3 本学における共同研究及び本学及び企業等における共同研究で、本学で行う共同研究の遂行上必要な場合には、企業等から共同研究に要する経費のほか、その所有に係る設備を受け入れることができるものとする。

(研究場所)

- 第8条 本学の教員は、本学において行う研究又は分担して行う研究のために必要な場合には、企業等の施設において研究を行うことができるものとする。

2 前項の規定により、本学の教員が当該企業等の施設において研究を行う場合は、研究用務のための正規の出張として手続きをとるものとする。

(研究成果の公表)

- 第9条 共同研究による研究成果は、原則として公表するものとし、その公表の時期・方法については、必要な場合、学長は企業等との間で協議の上、定めるものとする。

2 研究の実施状況等の公表については、必要とするときは前項の規定に基づき適切に行うものとする。

(受入れの手続)

- 第10条 共同研究の申込みをしようとする企業等の長は、別紙第1号様式の共同研究申込書に別紙第2号様式の共同研究計画書を添付して、当該部局等の長(法人部においては、「国立大学法人香川大学の業務組織に関する規程第7条に定める担当理事等」とする。以下同じ。)に提出するものとする。

2 部局等の長は、前項の規定により企業等から共同研究申込書の提出があったときは、当該共同研究が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないか部局等内の適切な審査機関で審査するものとする。

(受入れの決定等)

- 第11条 共同研究の受入れは、企業等の申込みに基づき、部局等の長が決定するものとする。

(受入決定の通知)

第 12 条 部局等の長は、共同研究の受入れを決定したときは、別紙第 3 号様式の共同研究受入決定通知書により、学長及び産学官連携推進機構長並びに企業等の長に通知するものとする。

(契約の締結)

第 13 条 学長は、前条の規定により共同研究の受入決定通知を受けたときは、速やかに企業等と共同研究契約書により契約を締結するものとする。

(共同研究の変更)

第 14 条 共同研究契約を締結して、共同研究を開始した後に、研究の進展状況に応じ研究計画を変更する必要が生じ、直接経費等に変更が生じる場合には、その変更内容に応じた変更契約を締結するものとする。

(完了)

第 15 条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、別紙第 4 号様式の共同研究による研究の経過及び成果等を記載した共同研究完了報告書により、速やかに部局等の長に報告するものとする。

2 部局等の長は、前項の報告を受けたときは、その旨を学長及び産学官連携推進機構長に通知するものとする。

(共同研究の中止又は期間の延長)

第 16 条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由が生じたときは、本学及び企業等が協議の上、当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができるものとする。

(共同研究の中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第 17 条 前条の規定により、共同研究を中止した場合において、第 5 条第 2 項の規定により納付された研究経費の額に不用が生じたときは、本学は不用となった額の範囲内でその全部又は一部を企業等に返還することができる。

2 本学は、共同研究を完了し、又は中止したときは、第 7 条第 3 項の規定により企業等から受け入れた設備を研究の完了又は中止した時点の状態で当該企業等に返還するものとする。

(特許出願)

第 18 条 学長及び企業等の長は、共同研究に伴い発明等が生じた場合には、迅速に、相互に通報するとともに、帰属の決定、出願事務等が円滑に行われるよう務めるものとする。

2 学長は、知的財産活用本部に、当該発明等の帰属について審議させるものとし、その迅速な処理に務めるものとする。

3 学長又は企業等の長は、本学の教員又は共同研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明等を行った場合において、特許出願等を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手側の同意を得るものとする。

4 学長及び企業等の長は、本学の教員及び共同研究員が共同研究の結果共同して発明等を行った場合において、特許出願等を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、企業等の長から特許を受ける権利等を承継した場合は、学長が単独で出願等を行うものとする。

(知的財産権の実施)

- 第 19 条 学長は、共同研究の結果生じた発明等につき、本学が承継した知的財産権(以下「本学が承継した知的財産権」という。)を企業等又は企業等の指定する者に限り、出願したときから 10 年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。
- 2 学長は、共同研究の結果生じた発明等につき、企業等との共有に係る知的財産権(以下「共有に係る知的財産権」という。)を企業等の指定する者に限り、共同研究完了の日から 10 年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。
- 3 第 1 項の場合において、企業等若しくは企業等の指定する者が本学が承継した知的財産権を、第 2 項の場合において、企業等の指定する者が共有に係る知的財産権を、それぞれ優先的実施の期間中、一定期間(学長と企業等の長が協議して定めた期間)を越えて正当な理由なく実施しないとき、学長は、企業等及び企業等の指定する者以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができることを原則とする。
- 4 学長は、前 3 項の規定により、本学が承継した知的財産権若しくは共有に係る知的財産権の実施を許諾したとき、又は共有に係る知的財産権を本学と共有する企業等が実施するときは、別に実施契約で定める実施料を徴収することを原則とする。

(著作権の帰属)

- 第 20 条 データベース及びプログラム(以下「データベース等」という。)の作成を直接の目的とする共同研究により作成したデータベース等に係る著作権は、本学と企業等との共有とし、この場合、学長は、著作権の持分について、当該データベース等を作成した教員及び所属する部局等の長の意見を徴し、企業等と協議の上、適切に定めるものとする。

(秘密の保持)

- 第 21 条 学長及び企業等の長は、共同研究契約の締結に当たり、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、定めることができる。

(雑則)

- 第 22 条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別紙第 1 号様式

平成 年 月 日

部 局 等 の 長 殿

所在地

名称

代表者名

印

共同研究申込書

香川大学共同研究取扱規程第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり共同研究を申し込みます。

記

研究題目				
研究の概要				
研究の意義・特色				
研究期間				
研究実施場所				
研究担当者	区分	氏名	所属・職	役割分担
	香川大学			
	当該機関			
研究に要する経費の負担額	直接経費 (消費税及び地方消費税を含む。)			千円
	間接経費			千円
	共同研究員研究料			千円
	合 計			千円
提供設備等 (設備名、規格、数量)				
その他参考となる事項				

別紙第2号様式

共 同 研 究 計 画 書
(共同研究に要する経費)

研究題目

平成 年度経費

積算内訳

(金額単位：千円)

区 分	内 訳	数 量	金 額
研究謝金			
研究旅費			
国内旅費			
外国旅費			
研 究 費			
備 品 費			
消耗品費			
賃 金			
光熱水料			
そ の 他			
間接経費			
共同研究員研究料			
合 計			

別紙第3号様式

平成 年 月 日

学 長
産学官連携推進機構長
企業等の長 殿

部 局 等 の 長 印

共同研究受入決定通知書

平成 年 月 日付で申込みのあった下記の共同研究について、受入れを決定したので通知します。

記

研究題目				
研究の概要				
研究期間				
研究実施場所				
研究担当者	区分	氏名	所属・職	役割分担
	香川大学			
	当該機関			
研究に要する経費	直接経費	千円		
	間接経費	千円		
	共同研究員研究料	千円		
	合 計	千円		
提供設備等				
その他参考となる事項				

別紙第4号様式

平成 年 月 日

部 局 等 の 長 殿

研究代表者

所属・職名

氏 名

印

共同研究完了報告書

平成 年 月 日付で、受入れの決定を承認された共同研究について、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

1. 研究題目
2. 研究の経過及び成果
3. 研究に要した経費 円（内訳書別紙のとおり）
4. その他参考となる事項

香川大学受託研究取扱規程

(趣旨)

第1条 香川大学(以下「本学」という。)における受託研究の取扱いに関しては、他の法令又はこれに基づく特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、学外からの委託を受けて職務として行う研究、調査、試験、分析及び製作(以下「研究」という。)で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 この規程において「部局等」とは、法人本部、各研究院、各機構及び機構に属しないセンター(インターナショナルオフィスを含む)をいう。

3 この規程において「知的財産権」とは、香川大学職務発明規程第2条第1項第1号のことをいい、「発明等」とは同条第2項第2号のことをいう。

(受入れの基準)

第3条 受託研究は、当該研究が本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないと認められる場合に限り受け入れることができる。

(受入れの条件)

第4条 受託研究の受入れの条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできない。ただし、委託者から中止の申出があった場合には、委託者と協議のうえ、決定する。
- (2) 受託研究の結果生じた知的財産権は、原則、本学に帰属し、これを無償で使用させ、又は譲与することはできない。
- (3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、本学に帰属するものとする。
- (4) やむを得ない理由により受託研究を中止し、又は研究期間を延長する場合、本学はその責を負わないものとし、この場合、委託者にその事由を書面により通知する。
また、受託研究を完了し、又は受託研究を中止し、もしくはその期間を変更した場合において、受託研究に要する経費の額に不用が生じ、委託者から不用となった額について返還の要求があった場合は返還する。ただし、委託者からの申出により中止する場合には、原則として受託研究に要する経費は返還しない。

なお、中止の理由が本学が受託研究を履行できないことによる場合は経費は返還する。

- (5) 委託者は、受託研究に要する経費を、原則として当該研究の開始前に納付するものとする。
- (6) 委託者は、受託研究に要する経費を、受託研究契約を締結した後、直ちに納付するものとする。

なお、研究経費は研究期間が単年度又は複数年度にわたる場合にかかわらず、一括徴収又は期限を決めて分割して徴収することができる。徴収した研究経費は、研

究期間を通じて当該研究に使用されるものとする。

(受託研究に要する経費)

第5条 受託研究の委託者が負担する経費は、謝金、旅費、備品費、消耗品費、研究支援者等の人件費、研究室料及び光熱水料等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額(消費税及び地方消費税を含む。以下「直接経費」という。)及び当該研究遂行に関連し、直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額(消費税及び地方消費税を含む。以下「間接経費」という。)の合算額とする。

2 前項の規定による間接経費は、直接経費の30パーセントに相当する額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、間接経費の一部又は全部を免除することができる。

(1) 委託者が国(国以外の団体等で国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。)で、間接経費が措置されていない場合、又は第2項に規定する額が措置されていない場合

(2) 委託者が前号以外の場合で、特に学長が認めた場合

(受入れの手續)

第6条 受託研究の申込みをしようとする者は、別紙第1号様式の委託研究申込書を当該受託研究を行う部局等の長(法人本部においては、「国立大学法人香川大学の業務組織に関する規程第7条に定める担当事等」とする。以下同じ。)に提出するものとする。

2 部局等の長は、前項の規定により受託研究の申込みがあったときは、当該受託研究が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないか部局等内の適切な審査機関で審査するものとする。

(受入れの決定)

第7条 受託研究の受入れは、委託者の申込みに基づき部局等の長が決定するものとする。

(受入決定の通知)

第8条 部局等の長は、受託研究の受入れを決定をしたときは、別紙第2号様式の受託研究受入決定通知書に研究経費算定内訳書を添付して、学長及び産学官連携推進機構長に通知するとともに、別紙第3号様式の受託研究受入通知書により、委託者に通知するものとする。

(契約の締結)

第9条 学長は、前条による通知を受けたときは、速やかに受託研究契約書により委託者との間で契約を締結し、その旨を産学官連携推進機構長及び当該部局等の長に報告するものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第10条 研究担当者は、当該研究を中止し、又はその期間を延長する必要がある場合は、直ちに当該部局等の長に報告するものとする。

- 2 部局等の長は、前項の報告により受託研究の遂行上やむを得ないと認めた場合は、これを中止し、又はその期間を延長することを決定する。
- 3 部局等の長は、前項の中止又は期間の延長を決定したときは、別紙第4号様式の受託研究中止(期間延長)決定通知書により、その決定内容を学長及び産学官連携推進機構長に、通知するものとする。
- 4 部局等の長は、第2項の中止又は期間の延長を決定したときは、この旨を研究担当者及び委託者にそれぞれ通知するものとする。
- 5 受託研究期間の延長を決定したときは、学長はすみやかに変更契約を締結するものとする。

(研究完了の手続等)

- 第11条 研究担当者は、当該研究が完了したときは、研究成果を部局等の長に報告するものとする。
- 2 部局等の長は、前項の報告を受けたときは、学長及び産学官連携推進機構長に、研究の完了を通知するとともに、委託者に成果の報告を行うものとする。

(成果の公表)

- 第12条 受託研究の成果を公表するときは、その成果の公表の時期及び方法について、学長は委託者と協議するものとする。

(知的財産権の帰属)

- 第13条 学長は、受託研究に伴い発明等が生じた場合には、帰属の決定、出願事務等が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。
- 2 学長は、知的財産活用本部に、当該発明等の帰属について審議させるものとし、その処理に当たっては、迅速に努めるものとする。

(知的財産権の実施)

- 第14条 学長は、受託研究の結果生じた発明等につき、本学が承継した知的財産権(以下「本学が承継した知的財産権」という。)を委託者又は委託者の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。ただし、この期間は必要に応じて更新することができる。
- 2 前項の場合において、委託者若しくは委託者の指定する者が知的財産権を優先的实施の期間中、一定期間(学長と委託者が協議して定めた期間)を越えて正当な理由なく実施しないときは、学長は、委託者及び委託者の指定する者の意見を聴取の上、委託者及び委託者の指定する者以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができることを原則とする。

(実施料)

- 第15条 学長は、前条の規定により、本学が承継した知的財産権の実施を許諾したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収することを原則とする。

(著作権の帰属)

第16条 データベース及びプログラム(以下「データベース等」という。)の作成を直接の目的とする受託研究により作成したデータベース等に係る著作権は、本学と委託者との共有とすることができるものとする。この場合、学長は、著作権の持分について、当該データベース等を作成した教員及び所属する部局等の長の意見を徴し、委託者と協議の上、適切に定めるものとする。

(秘密の保持)

第17条 学長及び委託者は、受託研究契約の締結に当たり、相手方から提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨、定めることができる。

(医薬品及び医療用具並びに病理組織検査、病理解剖に係る受託研究)

第18条 医薬品及び医療用具並びに病理組織検査、病理解剖に係る受託研究の取扱いについては、別に定めるところによる。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

部局等の長 殿

住所
名称
代表者名 印

委託研究申込書

香川大学受託研究取扱規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり委託研究を申し込みます。

記

研究題目	
研究目的	
研究内容	
研究経費	円(消費税及び地方消費税を含む。) (内訳) 直接経費 円 間接経費 円
研究期間	
希望する研究担当者	
研究用資材、器具等の提供	
その他	

別紙第2号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

学 長

産学官連携推進機構長 殿

部局等の長

受託研究受入決定通知書

下記のとおり委託研究を受け入れたので、委託研究申込書を添えて通知します。

記

1 研究題目

2 委託者の氏名

3 研究目的

4 研究内容

5 研究に要する経費

円

(内訳)

直接経費

円

間接経費

円

経費の内訳は、別紙研究経費算定内訳書のとおり

6 研究予定期間

7 研究担当者

8 その他必要な事項

別紙

研究経費算定内訳書

研究題目

委託者の氏名

研究経費	円(消費税及び地方消費税	円を含む。)
------	--------------	--------

内訳

事項	金額	算定根拠
直接経費 研究謝金 研究旅費 研究費 備品費 消耗品費 賃金 光熱水料 その他	円	
間接経費		
合　　計		

別紙第3号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

委託者 殿

部局等の長 印

受託研究受入通知書

平成 年 月 日付けによる委託研究の申込みについては、下記のとおり受入させていただきますのでお知らせいたします。

記

1 研究題目

2 受託経費 円

3 その他

別紙第4号様式（第10条関係）

平成 年 月 日

学 長

産学官連携推進機構長 殿

部局等の長

受託研究中止(期間延長)決定通知書

平成 年 月 日付けで受入れを決定した受託研究については、下記のとおり中止(期間延長)することを決定したので通知します。

記

- 1 研究題目
- 2 委託者の氏名
- 3 当初の研究期間
- 4 中止する日又は延長する期間
- 5 中止又は延長する理由
- 6 その他

香川大学における利益相反について

～大学の「教育・研究」と「産学官連携」の両立に向けて～

本学では、教職員による教育研究の成果を産業界等との連携を通じて積極的に地域社会に還元することを目指しています。そのことが地域社会の活性化に貢献するとともに、本学の教育研究の活性化・高度化並びに経営基盤の強化に資すると考えます。

産業界等との連携活動を積極的に進めると、教職員の「本学における職務」と「他の組織における職務」との間に利益相反状態が発生すると考えられます。そこで、産学官連携の実施で生じる利益相反の調整及び透明性の確保により、社会から信頼される活動とするための基本的方針とするため、以下の5つを柱とした**利益相反ポリシー**を定めています。

1. 活動の透明性
2. 本学の職務の優先
3. 学生の権利の尊重
4. 公共性の確保
5. 組織としての対応



※「香川大学における利益相反ポリシー」は、以下をご参照ください。

http://www.kagawa-u.ac.jp/kenkyu_m/riekisou/po1.pdf

利益相反マネジメントに対する考え方

利益相反は、倫理規定や就業規則などで規定されるものではありません。必ずしも法令違反となるわけではないものの、社会から見た外観上、「問題があるのではないだろうか」との疑念が起こりうる状態です。実際に問題が生じていなくても、疑念をもたれかねない状況がある場合、社会に対する説明責任を果たさなければなりません。

そのため、利益相反は、大学と教職員の行動を制約し、一律に回避すべきものではなく、大学及び教職員が、公正かつ効率的に業務を実行するためにマネジメントするものです。

また教職員が産学官連携を行う際に抱える利益相反リスク（社会から疑念を抱かれること）に対する不安を解消し、産学官連携を積極的に推進できる環境を整備するためにマネジメントするものです。

利益相反の対象者

対象者は、学長、常勤の理事、教員、事務職員、技術職員、医療職員、教務職員及び非常勤職員（ただし、研究員等研究に係わる者のうち他機関との雇用関係を持たない者）です。

利益相反の対象行為

（１）株式等の取得

自らが兼業として関わる企業及び本学教職員の研究成果を利用したベンチャー企業等の株式（何らかの形で見返りを得ることができる場合を含む）を本人、配偶者もしくは一親等の同居の親族が取得する場合

（２）営利企業への兼業

営利企業における役員、非役員を問わず、報酬を得て兼業を行う場合

（３）共同研究、受託研究

（４）共同出願、技術移転

※香川大学の「利益相反マネジメント方針」は、以下をご参照ください。

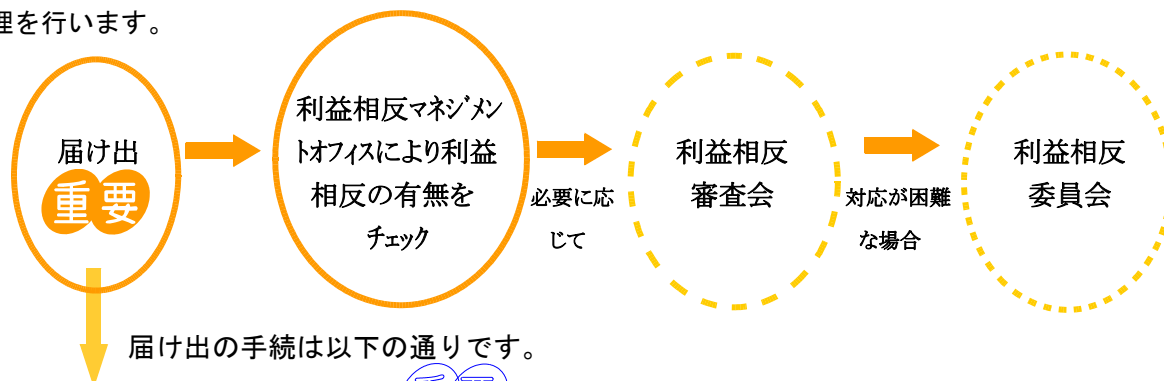
http://www.kagawa-u.ac.jp/kenkyu_m/riekisou/ma1.pdf

利益相反マネジメントの手続について

基本的な処理は以下のとおり行います。

- (a) 第1ステップ：基本的には利益相反マネジメントオフィスがチェックします。
- (b) 第2ステップ：必要に応じて利益相反審査会を開催します。
- (c) 第3ステップ：利益相反審査会では対応が困難な問題については、利益相反委員会で論議します。

ここで、知り得た個人情報については、利益相反マネジャーを個人情報保護管理者と定め厳格な管理を行います。



(1) 株式等を取得された場合



本人・配偶者もしくは一親等の同居の親族が、利益相反事項に該当する株式・債券等を取得された場合には、事前に報告書を人事グループ（本人が営利企業役員で、その企業の株を本人が取得する場合）または研究協力グループ（それ以外の場合）まで提出してください。

(2) 営利企業で兼業される場合



営利企業で兼業を行おうとする者、または既に許可されている内容を変更しようとする場合は、事前に申請書を人事グループ（営利企業役員の場合）または部局等の長（それ以外の場合）に提出してください。

(3) 共同研究、受託研究

(4) 共同出願、技術移転

申込時に研究協力グループ及び利益相反マネジメントオフィスにて内容を確認します。

※「香川大学利益相反に係る審査手続」は、以下をご参照ください。

http://www.kagawa-u.ac.jp/kenkyu_m/riekisou/shi1.pdf

利益相反Q & Aについて

利益相反の状態が生じやすいケースと、それに関する本学のマネジメントについては、http://www.kagawa-u.ac.jp/kenkyu_m/riekisou/qa1.pdf をご参照ください。

その他、ご質問・相談等がございましたら、利益相反マネジメントオフィスまでご連絡ください。

利益相反マネジメントオフィス

内 線 : 1341 (研究協力グループ)

E-Mail : riekisou@ao.kagawa-u.ac.jp





社会連携・知的財産センター 活動報告書

香川大学 社会連携・知的財産センター

〒761-0396 香川県高松市林町 2217-20

TEL (087) 864-2522

FAX (087) 864-2549

E-mail ccip@eng.kagawa-u.ac.jp

URL <http://www.kagawa-u.ac.jp/ccip/>



香川大学キャラクター

細い線で「K」をモチーフにした動物（人）を描いています。「夢・個性」の発見に向けて、人一倍の「嗅覚（アンテナ）」を磨き生かし、知識、探究、思考、発想、実行を重ねながら、筋肉を身につけて魅力的な人となり社会に巣立つことイメージしております。